

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	62 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から平成元年11月まで

昭和58年7月頃、学生の国民年金加入は任意であったため、私は未加入だった。平成元年11月に、海外留学中だった私の代わりに、母がA市役所から呼び出され、国民年金の制度についての説明を受けた。そこで母は、国民年金に加入しなければならないこと、遡って未納となっている国民年金保険料を全額納付する必要があることを聞き、すぐ一括で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年11月に、申立人の母親が、A市から、国民年金に加入しなければならないこと、及び未納とされている国民年金保険料も遡って全額納付する必要があるとの説明を受け、申立期間の保険料を遡って一括納付したと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、申立てのとおり、平成元年11月頃に払い出されていることが推認できる。

一方、オンライン記録において、申立人の資格取得日は平成元年12月1日と記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

しかし、オンライン記録の変更履歴を見ると、当該資格取得日は、平成2年3月に変更されたものであり、当初は、昭和58年7月21日と記録されていたことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳を見ても、申立人の資格取得日

は同日と記載されていることから、申立人は、国民年金加入当時、申立期間のうち、時効到来前の期間である 62 年 10 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付が可能であったと考えられる。

また、申立人の母親が、A 市の説明を受けて申立人の加入手続を行い国民年金保険料を納付したとする陳述は具体的であるところ、申立期間当時の A 市職員は、申立期間当時、地区ごとに公民館等で説明会及び相談会を開催していたと陳述しており、申立人の母親の陳述と符合する。

さらに、オンライン記録により、申立人の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、被保険者資格を取得した昭和 37 年 4 月から 60 歳到達までの 33 年余りの保険料を全て納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえるところ、申立期間当時、A 市は、加入時点で未納となっている現年度保険料の納付書を、日本年金機構 B 事務センターは、同様に過年度保険料の納付書を、いずれも発行していたとしていることから、同人が申立人に係る加入手続を行った際、未納保険料を遡って納付する必要があると説明を受け、時効到来前の期間の現年度及び過年度保険料の納付書の交付を受けたにもかかわらず、保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推認される平成元年 11 月時点において、申立期間のうち昭和 62 年 9 月以前の国民年金保険料は、時効により、制度上、納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料の総額は 50 万円を超える金額となるが、申立人の母親は、一括納付した保険料額は覚えていないとしているものの、50 万円もの保険料を納付した記憶はないとしている。

さらに、申立人が、申立期間のうち昭和 62 年 9 月以前の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月及び同年2月

私が平成2年12月に会社を退職した後、3年1月に妻が市役所で夫婦の国民年金の種別変更手続及び国民健康保険の加入手続を行い、保険料も納付した。妻は夫婦の保険料を一緒に納付しており、片方のみ納付することはあり得ないのに、申立期間の国民年金保険料が妻のみ納付済みとされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦の国民年金関係の各種手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人の妻は、昭和62年11月の結婚後、申立人の厚生年金保険の資格得喪の都度、的確に国民年金被保険者の種別変更手続を行うとともに国民年金保険料を納付している上、申立人自身も、申立期間前(結婚前)における国民年金被保険者期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人及びその妻の年金制度への理解の深さ及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、「平成3年1月にA市役所で夫婦の国民年金及び国民健康保険の手続を行い、保険料を納付した。」と陳述しているところ、申立人の妻の国民年金の住所変更届が平成3年1月17日に提出されていること、並びに申立人及びその妻の国民健康保険加入期間が同年1月1日から同年3月15日までであることがオンライン記録及びA市の記録から確認できる上、日本年金機構は「申立人の妻に係る平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料は、同年3月5日にA市役所で納付されたと考えられる。」としており、いずれも申立内容と符合する。

さらに、申立期間の申立人の妻の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人が平成2年12月に会社を退職した際、納付意識の高い申立人の妻は、自らが国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者となることを認識して、役所で夫婦共に種別変更手続きを行い、保険料を納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、納期限内に金融機関で、納付書により納付したと思う。

申立期間①及び②の頃は、私が最も高い給料を受けていた頃であり、手取り額で月給が25万円ぐらい、賞与が2回あり、1回につき月給1か月分以上の額が支給されていた。

私は、当時、欠かさず納期限内に国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月27日に、51年4月から同年9月までの保険料を同年8月12日に現年度納付していることが確認でき、申立人は、A市から送付された昭和50年度及び51年度の納付書を使用して、申立期間①及び②の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間である上、申立人は申立期間①及び②当時、職業及び住所に異動がなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を現年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間①及び②について催告が行われた事跡が見当たらないことから、申立期間①及び②は昭和52年度及び53年度時点において納付済みであった可能性も考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から58年3月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで

A市長が国民年金保険料を支払うように呼びかけていたのをきっかけに、昭和53年5月に国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は私が納付したが、具体的なことは覚えていない。また、これまで過去に遡って保険料を納付したことがあるかどうかについても記憶していない。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す資料は無く、当時委託していた税理士も病気のため話が聞ける状態にない。

申立期間①及び②当時はB市で自営しており、収入は十分あった。

私は納付意識が高く、納付しなければいけないものは全て納付してきたはずなので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係るB市の国民年金被保険者検認台帳を見ると、申立人は、申立期間②直前の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人は、B市から送付された昭和59年度の納付書を使用して、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであるところ、申立人は申立期間②当時、職業及び住所に異動がなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を現年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間②について催告が行われた事跡が見当たらないことから、申立期間②は昭和 59 年度時点において納付済みであった可能性が高い。

申立期間①について、申立人は昭和 53 年 5 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 59 年 2 月 10 日に B 市で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間①のうち、昭和 53 年 5 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料を、時効により制度上納付できず、57 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は保険料の納付に関して具体的な記憶がなく納付状況が確認できない。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和 53 年 5 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、53 年 6 月に職権で払い出され、住所異動後等の理由により資格が取り消されたと考えられる手帳記号番号（台帳廃棄済み）以外には、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年3月まで
時期は覚えていないが、元妻が国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。はっきりとは覚えていないが、離婚して4か月から5か月经過したときから、私が自宅近くのコンビニエンスストアで国民年金保険料を毎月納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻が国民年金の加入手続きを行い、離婚して4か月から5か月经過したときからは、申立人が国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から平成12年5月22日に基礎年金番号が付番されていることが確認できる上、A市の「国民年金（履歴）」の記録から、同年1月5日に国民年金の加入届出を行い、昭和46年10月21日まで遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。また、加入届出後、国民年金保険料を平成10年4月まで遡って納付していることが確認できる。ところ、申立人には厚生年金保険の加入期間が161か月あり、今後、70歳まで保険料を納付することによって保険料の納付期間が141か月となり、厚生年金保険と国民年金の合計期間が302か月となって受給権が確保できる状況であったことが分かる。

さらに、申立人は、平成15年3月の国民年金保険料を同年5月6日に過年度納付していることがオンライン記録から確認できる。この納付時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、今後の納付状況に

よっては 25 年（300 月）の年金受給資格期間が満たせない可能性があった申立人が、納付が可能であった申立期間の保険料を過年度納付せずに、その後の期間の保険料を過年度納付したとするのは不自然であり、申立期間の保険料は納付していたと考えるのが相当である。

加えて、申立期間は 6 か月と短期間である上、平成 10 年 4 月以降は申立期間の国民年金保険料を除き、国民年金加入期間の保険料を 70 歳まで納付し、その間に数回の過年度納付を行っていることが確認できることから、年金受給資格を満たすことへの申立人の意欲がうかがえる。

このほか、65 歳からの特例の高齢任意加入については、65 歳時点で年金の受給資格を満たしていない者のみが加入でき、加入手続時に今後 70 歳まで国民年金保険料を納付することにより、受給資格が確保できるかどうかの確認を行うことになっていることを踏まえると、社会保険事務所（当時）は、65 歳の加入手続時点で申立人の申立期間の保険料を納付済みとして把握していた可能性が考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から46年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、母から国民年金の加入手続をしたと聞いていた。また、店に来ていた集金人に母が国民年金保険料を納付しているのを見ていたので、私の保険料を納めていないとか、途中、納めていないところがあるということは考えられない。

申立期間が未納とされていることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、申立人及びその両親の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人は昭和46年4月以降の保険料を申立期間②を除き60歳まで納付していることが確認できるとともに、申立人の両親も保険料を完納していることが確認でき、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、前後の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立期間の前後を通じて住所の変更は無く、生活状況も安定していたと陳述しており、申立期間②の保険料も納付していたとみるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、特殊台帳から、昭和50年1月から同年3月までの保険料について、未納保険料に係る納付催告が行われ、同年12月に当該保険料を過年度納付していることが確認できる上、

申立期間②の保険料に対しても、未納保険料に係る納付催告が行われていることが確認できることから、申立期間②の保険料についても過年度納付を行ったと考えるのが相当である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年8月に申立人とその両親の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の発行日も同年8月となっていることから、この頃に加入手続を行ったものと推定される。

また、申立人の母親に係るA市の国民年金被保険者名簿から、母親は昭和36年4月までの国民年金保険料を遡って特例納付及び過年度納付していることが確認できるが、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には、申立期間①についての特例納付及び過年度納付の記録は無く、昭和46年度から納付済みの記録となっている。このことについて、申立人及びその母親の納付状況を見ると、母親は、国民年金の加入手続を行った時点で、遡って保険料を納付しなければ国民年金の受給権が確保できなかったのに対して、申立人は、当時、24歳であり保険料を遡って納付する必要はなかったことが分かる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の事情は不明である。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月から55年1月まで
② 昭和55年2月
③ 昭和55年3月から57年3月まで

私は結婚のため、昭和54年8月に会社を辞めたが、すぐ上の姉から、将来のために未納分を納めた方が良いと言われたので、時期は正確には覚えていないが、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、会社を辞めた以降の期間である申立期間①、②及び③の保険料を計算してもらい、納付時期は正確には覚えていないし、金額も10万円以上としか覚えていないが、窓口で一括して現金を納付した。その後、郵送された納付書でも同じ期間について納めたので重複して納付した。

しかし、申立期間②については、未加入期間とされており、これを納付済期間と訂正してほしい。

また、申立期間①、②及び③については、還付の書類を書いた記憶はなく、還付も受けていないので、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する昭和54年度の領収証書によると、申立期間②を含む昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料が、同年3月24日に一旦納付されていることが確認できる。

また、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間②について、国民年金保険料が還付された旨の記録が認められるが、申立人に係る戸籍及び特殊台帳によると、申立人は婚姻届と同日の昭和55年3月*日に任意加入被保険者として

加入手続を行ったことが確認でき、申立期間②については、制度上、強制加入被保険者期間とすべき期間である上、申立人が所持する昭和 54 年度の領収証書によると、A市においても申立期間②については強制加入被保険者期間とみなされていたものと推認され、事実と異なる期間について、還付手続が行われたことが認められることから、申立期間②については、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間①、②及び③について、申立人は、国民年金の加入手続を行うと同時に、10 万円以上の国民年金保険料を窓口で納付した上、後日郵送された納付書でも当該期間の保険料を重複して納付したと主張しているが、A市によると、申立期間当時、加入手続時においては手書きによる納付書は発行せず、後日電算出力した納付書を郵送していたので、窓口で現金は収納していなかったとしており、申立内容とは一致しない。

また、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を重複して納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年12月及び12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年4月まで
② 昭和63年12月から平成1年6月まで
③ 平成11年12月及び12年1月

私は、昭和61年10月にA社を退職してすぐに、B市のハローワークへ行った後、C市役所へ出向き、国民健康保険と一緒に国民年金の加入を行った。住民票については、実家のC市に置いたままにして、D市E区に住んでいたため、申立期間①の国民年金保険料は、C市の実家に送られてくる納付書で、E区内の郵便局又は銀行で納付していた。

また、その後に再就職したF社に勤務している期間中に住民票をE区に異動したが、昭和63年12月に同社を退職したときには、同区で国民年金の加入を行った記憶はない。しかし、申立期間②の国民年金保険料は、同様に同区内の郵便局又は銀行で納付していたように思う。

さらに、私は、G社に再就職し、実家のC市に住民票を異動した後、同社を退職した平成10年3月から、同市において、最初に1年分ぐらいの国民年金保険料をまとめて納付して以降は、数か月分ずつ納付していたように記憶している。その後、12年1月にH市へ転居することになり、当時は引っ越し準備などで忙しく、保険料を納付できなかったが、転居してからは、毎月、月末に同市の公民館で保険料を納付し、途中から口座振替に切り替えた。

H市に転居後、数か月が経過した頃、社会保険事務所(当時)から電話があり、そのとき、職員から申立期間③の2か月分の国民年金保険料が未納であることを教えられ、この保険料を納付した場合、将来もらえる年金額が増えるということであったので、すぐにI市内の社会保険事務所まで出向いて、窓口で2万数千円の保険料を現金で納付し、その場で手書きの領収証書を受

け取ったことをはっきりと覚えている。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年10月にA社を退職後、C市役所へ出向き、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、平成10年4月24日になって、申立期間①及び②を国民年金被保険者期間として遡って記録が追加されたことが確認できる。また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、当該期間に係る被保険者の資格得喪記録を含めて、申立人がG社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年3月1日に国民年金被保険者の資格を再取得したことが同一の筆跡でまとめて記載され、それぞれに同じ「C市」のゴム印が押されていることが確認できる上、同市の国民年金被保険者台帳では、申立期間①及び②に係る被保険者の資格得喪記録については、いずれも同年3月16日に記載したことを示す日付印が確認できることなどから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この頃に、同市役所において初めて行われたものとみるのが自然である。この場合、申立期間①及び②は、当該加入手続が行われるまで、記録の上では国民年金の未加入期間であるとともに、加入手続が行われた時点において、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月において、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号が設定されていることから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、それ以前に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人の年金手帳を見ても、国民年金手帳記号番号欄は空白となっている。

さらに、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることを踏まえると、記録の過誤は考え難いところである。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる平成10年3月16日に同年3月の国民年金保険料を納付して以降のC市における納付状況、及び12年1月にH市に転居後の同市における納付状況は、申立人のオンライン記録と申立人の記憶する納付状況とが一致するほか、申立人が保険料の納付を開始して以降は、申立期間③を除き、全て現年度により保険料を納付し

ている。したがって、申立人が社会保険事務所まで出向いて納付したとする申立期間③の保険料は、社会保険事務所で納付する過年度保険料である可能性が高く、同市に転居当時の住所地を管轄する J 社会保険事務所（当時）では、電話による納付督促が行われており、窓口で保険料を受領すると手書き領収証書を発行していたことが当時の職員の証言により確認できるほか、申立人が社会保険事務所で納付したとする保険料の納付金額は、申立期間③の保険料額とほぼ一致することなどから、2 か月間と短期間である当該期間の保険料については、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 12 月及び 12 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間、45年1月から同年3月までの期間、48年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から同年11月まで
② 昭和43年2月及び同年3月
③ 昭和44年1月から同年3月まで
④ 昭和45年1月から同年3月まで
⑤ 昭和45年10月から同年12月まで
⑥ 昭和48年4月から同年6月まで
⑦ 昭和48年10月から50年12月まで
⑧ 昭和57年1月から同年3月まで
⑨ 昭和57年7月から同年12月まで
⑩ 昭和59年4月から60年3月まで

昭和42年5月頃に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、その後、昭和55年にC市D区に引っ越すまでの申立期間①から⑦までについては、ほかの兄弟たちの国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

母親が亡くなってからは、元妻Aが申立期間⑧及び⑨の国民年金保険料を納付していたはずであり、納付できなければ、申立期間⑨直後の58年1月から59年3月までの期間のように免除申請していたはずである。

申立期間⑩については、元妻Bが国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市E区において、昭和42年12月8日に、当時、申立人と同居していた申立人の長兄、長兄の妻、次兄、次兄の妻、姉及び妹の後の夫の6人と連番で払い出されており、この国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間③及び④について、申立人は、昭和42年5月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てているところ、申立人と連番で払い出された6人のオンライン記録を見ると、昭和42年12月から45年9月までの保険料の納付状況は同一であり、その6人の申立期間③及び④の保険料はいずれも納付済みとされている。

次に、申立期間⑥及び申立期間⑦のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間について、オンライン記録を見ると、当該期間の国民年金保険料については、申立人と連番で払い出された6人のうち、4人の保険料については現年度納付している一方、申立人の次兄及びその妻は過年度納付しており、6人の納付状況は必ずしも一致していない。

しかし、この点について、商業登記簿を見ると、申立人の次兄は、昭和46年4月設立の「F社」の代表取締役となっていることが確認でき、当時次兄夫婦は、ほかの兄弟たちとは違い、独立の世帯として、国民年金保険料の納付について自分たち夫婦のみ独自の納付行動をとるようになっていたと考えても不自然ではない。

一方、ほかの4人が当該期間の国民年金保険料を現年度納付している点を踏まえると、申立人の母親が、ほかの4人の保険料を現年度納付しながら、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

次に、申立期間⑧について、特殊台帳を見ると、申立人及びその元妻Aは、昭和55年3月に母親の元を離れ、D区へ転居しているところ、同年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付していることが確認できるが、いずれも催告印は見当たらず、申立人の当該期間の保険料納付を担っていたと考えられる元妻Aが、催告を受ける前に自主的に未納を解消しようとしていたことが推認でき、申立期間⑧についても同様に催告印は見当たらないことから、保険料を納付していた可能性を否定できない。

しかし、申立期間①及び②について、申立人は、上記のとおり、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てているものの、申立人と連番で払い出された6人のオンライン記録を見ると、申立期間①及び②の保険料はいずれも未納とされている。

次に、申立期間⑤について、オンライン記録を見ると、申立人と連番で払い

出された6人のうち申立人の次兄夫婦を除く4人の当該期間の国民年金保険料は未納とされている。

次に、申立期間⑦のうち、昭和49年1月から50年12月までの期間について、申立人と連番で払い出された4人のオンライン記録を見ると、2人については全て未納であり、ほかの2人については一部期間が未納であり、4人全てが納付済みとされている期間は見当たらない。

次に、申立期間⑨について、特殊台帳を見ると、当該期間に「58 催」のゴム印が確認できることから、免除申請されていなかったと推認できる。

また、D区保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人がD区に昭和55年3月1日に転入し、58年8月31日に転出していることが確認できるが、申立人の元妻AがD区在住中に行った免除申請は、申立期間⑨直後の同年1月から59年3月までの期間のみであり、申立期間⑨の免除申請の記録は見当たらない。

次に、申立期間⑩の国民年金保険料の納付については、申立人は、その元妻Bが納付してくれたと申し立てているが、オンライン記録を見ると、元妻Bは、申立期間⑩のうち、昭和59年4月から同年12月までの自身の保険料を、申立人と結婚した同年12月以前に納付しているほか、60年1月から同年3月までの保険料は未納となっている。

さらに、申立期間①、②、⑤、申立期間⑦のうち昭和49年1月から50年12月までの期間及び申立期間⑩の国民年金保険料の納付並びに申立期間⑨の保険料の納付及び申請免除手続を行うことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を担っていた申立人の母親は既に他界しており、また、申立人の元妻A及び元妻Bからも陳述を得ることはできず、申立期間①、②、⑤、申立期間⑦のうち昭和49年1月から50年12月までの期間、申立期間⑨及び⑩の保険料の納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間、45年1月から同年3月までの期間、48年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月5日から35年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年9か月後の昭和36年12月21日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員10人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め8人みられるところ、申立人以外の7人は、5か月以内に支給決定されており、申立人のみが長期間経過後の支給決定となっている。

さらに、申立人は昭和34年4月*日に婚姻し改姓しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳検索票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままとなっているが、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年2月29日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月16日から同年4月1日まで
② 昭和31年2月29日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、高校が休みとなった昭和27年2月16日から31年2月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社保管の失業保険被保険者資格喪失確認通知書及び元従業員の陳述から、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日のおおむね3年前後に資格を喪失している元従業員の資格喪失日を調査したところ、月末に喪失している者は申立人のみであり、1日に資格を喪失している者が集中していることが確認できる。

さらに、申立人の後任として勤務していた元従業員は、「私は、3月上旬から勤務を始めたが、数日間は申立人と一緒だった。」旨陳述しており、申立人が申立期間において、勤務内容に変化があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和31年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人及び複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の失業保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、A社における申立人の資格取得日は昭和27年4月1日であり、厚生年金保険の記録と一致する。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と同日（昭和27年4月1日）に被保険者資格を取得している元従業員一人及び申立人の1年後（昭和28年4月1日）に被保険者資格を取得している元従業員二人は、「A社は仕事に厳しい会社で、仕事を早く覚えるために高校の授業が終わり、休みとなった時点で会社に出勤するように言われた。4月1日の正式入社より前に勤務を開始していたが、厚生年金保険の加入記録は同日となっている。」旨陳述しており、申立人の約1年前（昭和26年3月20日）に被保険者資格を取得している元従業員二人は、「A社に正式入社した日となったのは配属の辞令日（昭和26年3月20日）であり、同日に厚生年金保険の資格を取得している。」旨陳述していることから、A社では、正式入社日である配属の辞令日に基づいて、社会保険事務所に対し、資格の取得の届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月17日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年2月までは30円、同年3月から同年8月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日は確認できるが、喪失日は不明であるとの回答を受けた。申立期間は、A社で職員として父及び姉と一緒に勤務していた。退職日は覚えていないが、父及び姉より長く勤務していたことは覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和18年6月16日と記録されているものの、その資格喪失日が記録されておらず、また、オンライン記録では、資格取得日が19年10月1日と記録されているが、資格喪失日の記録は無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

さらに、前述の元従業員(資格喪失日は、昭和20年9月17日)は、「私は、A社で職員として勤務していた、同社は、工場だったので、昭和20年9月に閉鎖となり、ほとんどの従業員が退職した。申立人も同時期に退職したと思う。」と陳述し、別の元従業員(資格喪失日は、昭和22年3月1日)は、「私は、経理関係の仕事に従事していたが、A社の職員は昭和20年9月の閉鎖時

に退職し、事務職員のみ残務処理のため同社に残った。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が職員として一緒に勤務していたとする申立人の父及び姉の資格喪失日は昭和20年9月17日であることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄を見ると、昭和20年3月1日のみ随時改定が記録されているところ、同被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計5ページにおいて、申立人と同様に同年3月1日の随時改定の記載がある14人について調査したところ、全員が同年9月17日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、喪失日は20年9月17日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、昭和19年10月から20年2月までは30円、同年3月から同年8月までは40円とすることが妥当である。

なお、前述の被保険者名簿において、申立人が昭和18年6月16日に資格を取得していることが確認できるところ、i) 19年6月1日までは、女子労働者を被保険者とする年金制度は無かったこと、ii) 同年6月1日から同年10月1日までは、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間であったことから、制度上、申立人は、厚生年金保険被保険者とはならず、健康保険だけの資格の取得であったと考えるのが相当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年5月25日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月20日から同年8月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年7月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月2日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年9月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月25日から同年6月1日まで
② 昭和37年7月20日から同年8月12日まで
③ 昭和41年9月2日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、C社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社からD社に異動した時期である。申立期間②は、D社からB社へ異動した時期である。申立期間③は、E社からB社へ異動し

た時期である。申立期間②及び③については、給与支払明細書を保管している。

継続してC社の関連会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述及び申立人に係る申立期間前後の厚生年金保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和34年6月1日にA社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人保管の給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間もB社に継続して勤務し(昭和37年7月20日にD社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人保管の給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間もB社に継続して勤務し(昭和41年9月2日にE社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月12日は39万7,000円、16年7月16日は39万3,000円、17年7月12日は42万5,000円、18年7月13日は43万8,000円、19年7月13日は42万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日
② 平成16年7月16日
③ 平成17年7月12日
④ 平成18年7月13日
⑤ 平成19年7月13日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与支払明細書を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書及びA社保管の賃金台帳（賞与分）から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標

準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書の賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月12日は39万7,000円、16年7月16日は39万3,000円、17年7月12日は42万5,000円、18年7月13日は43万8,000円、19年7月13日は42万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与額を社会保険事務所に届け出ていなかったことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月12日、16年7月16日、17年7月12日、18年7月13日及び19年7月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月29日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年3月から55年9月1日まで
② 昭和55年9月1日から同年11月6日まで
③ 昭和55年11月6日から57年4月29日まで
④ 昭和57年4月29日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び④の加入記録が無く、申立期間②及び③の標準報酬月額が当時の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

申立期間①及び②はB社で勤務し、給与は月平均55万円ぐらいであった。また、申立期間③及び④はC社及び社名変更後のA社で勤務し、給与は月平均40万円ぐらいであった。

申立期間①及び④については、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。また、申立期間②及び③については、当時の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、雇用保険の記録から、申立人は、C社及びA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、昭和57年4月29日にC社において被保険者資格を喪失し、同年5月1日にA社で資格を取得している者が保管する申立期間に係る給与支給明細書を見ると、A社において厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年5月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である同年4月29日に資格を喪失した者は34人であることが確認できるところ、そのうち申立人を含む29人が同年5月1日にA社で資格を取得している上、商業登記の記録から、同社は同年4月6日に設立されたことが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主も「申立人を覚えておらず、申立期間当時の関係資料も保存していない。」としていることから、同社等から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、B社の元社会保険事務担当者は、「当社では、厚生年金保険に加入するかどうかは従業員が任意に選択できた。申立人のようなD職の中には加入しない者も多数いて、加入していない場合には給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と陳述しているところ、申立人が同僚とする複数の者の氏名が、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

さらに、申立人のB社における雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致しているところ、申立人と同日に、同社で被保険者資格を取得している元従業員4人の厚生年金保険と雇用保険の加入記録を比較したところ、いずれの者も、申立人と同様に、両方の被保険者資格を同日に取得していることが確認できる。

これらのことから、B社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、また、従業員が社会保険への加入を希望する場合には、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていたことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、B社の元事業主は、「申立期間当時の関係資料は保管していないため、詳細は不明であるが、D職の場合は、歩合給を除いた固定給のみを標準報酬月額として届け出ている。」と陳述しているところ、同社の元社会保険事務担当者も、「D職の標準報酬月額については、歩合給部分を除いた固定給部分のみを届出し、それに基づいて保険料を控除していた。」と陳述している。

また、B社の元D職の者は、「自分が記憶している基本給と諸手当の合計額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。」と陳述しており、別の元D職の者は、「D職の場合には、厚生年金保険被保険者資格を取得した時の給与は低い金額で設定され、その額で標準報酬月額が届け出られていたはずであり、次の算定の時に給与の実態に即した届出がなされていた。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同日（昭和55年9月1日）に資格を取得した48人中44人について、資格取得時の標準報酬月額はいずれも16万円で届け出られていることが確認できる。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間③については、C社は昭和57年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主及び元事務担当者も所在不明であるため、これらの者から、申立人の保険料控除の状況について確認することができない。

また、C社の複数の元従業員が「給与支給額と標準報酬月額との間に差は無い。」旨陳述しているところ、申立期間に被保険者記録の有る元従業員の保管する給与支給明細書を見ると、実際の給与額及び保険料控除額はオンライン記録と相違ないことが確認できる。

さらに、C社に係る前述の被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得している3人の標準報酬月額は、いずれも申立人が資格を取得した時の標準報酬月額と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額だけが著しく低額であるという事情は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②及び③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月2日から同年12月1日まで

私は、昭和36年9月25日にA社に入社し、B社及びA社等での勤務を経て、平成15年4月1日にC社を退職するまで、同一グループ会社に継続して勤務した。

しかし、B社からA社への転籍時である昭和39年10月2日から同年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が空白とされている。

私と同じ状況の同僚が、年金記録確認第三者委員会に申し立て、A社での資格取得日について、昭和39年12月1日から同年10月2日への訂正が認められたとのことなので、私の厚生年金保険の加入記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社提出の従業員名簿及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和39年10月2日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 26 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 32 年 3 月 12 日から 36 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた昭和 30 年 3 月 26 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 32 年 3 月 12 日から 36 年 1 月 1 日までの期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。

脱退手当金を請求するのであれば、A社B支店に勤務していた昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 3 月 12 日までの期間についても同時に請求するはずである。脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 7 か月後の昭和 36 年 7 月 24 日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にあるA社B支店での被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、3回の被保険者期間のうち、申立期間の間にある被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された記録が確認できる昭和 36 年 7 月 24 日から約 1 か月後の同年 9 月 1 日には厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時において脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から13年10月1日までの期間及び14年11月1日から15年9月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、12年11月1日から13年10月1日までの期間は24万円、14年11月1日から15年9月1日までの期間は18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から18年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されている。平成18年8月頃に会社が倒産したため、事業主が従業員の標準報酬月額を勝手に引き下げている可能性があるため、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間におけるA社での標準報酬月額は、平成12年11月1日から13年10月1日までの期間は24万円と記録されていたところ、同年9月17日付けで、12年11月1日に遡って18万円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が13年10月1日の定時決定まで継続している。同様に、14年11月1日から15年9月1日までの期間は18万円と記録されていたところ、同年2月13日付けで、14年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が15年9月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、平成13年9月17日付けで、申立人と同様に同僚についても、標準報酬月額を12年11月1日に遡って引き下げる旨の訂正処理が行われている。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、申立期間当時、同社は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は記録されておらず、申立人が社会保険事務関係の業務に関与していた事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、申立期間のうち、平成12年11月1日から13年10月1日までの期間は24万円、14年11月1日から15年9月1日までの期間は18万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年11月1日までの期間及び15年9月1日から18年5月1日までの期間については、13年10月1日及び15年9月1日以降の定時決定に係る算定基礎届は、いずれも適切な時期に提出され決定されており、当該決定については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、「A社の退職日は平成18年3月31日であるが、実際に仕事をしていたのは、同年3月中旬までであり、同年3月の給与は未払であった。」と陳述しており、申立人主張の退職日は、雇用保険の記録とも一致することから、申立期間のうち、平成18年3月以降は申立人に給与が支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったものと考えられる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、「会社は倒産し、当時の関係資料は保管していない。」と回答しており、申立人及び同僚も、当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認することができず、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年11月1日までの期間及び15年9月1日から18年5月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 8 年 1 月 30 日まで

年金事務所の記録では、A社での申立期間に係る標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されているので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社での申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成8年1月9日付けで、5年12月1日から6年10月1日までは5年12月1日に遡って、6年10月1日から7年10月1日までは6年10月1日に遡って、7年10月1日から8年1月30日までは7年10月1日に遡って、それぞれ9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社の事業主の申立期間に係る標準報酬月額についても、申立人と同日の平成8年1月9日付けで、期間を遡って9万8,000円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の事務担当者とする同僚は、「私がA社に入社した平成5年頃に主要取引先の経営が悪化するとともに、当該取引先が6年頃に倒産したため、A社の資金繰りも苦しくなっていたので、同社は、厚生年金保険料を滞納していたと思う。」と陳述していることから、申立期間当時の同社では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業登記簿の役員欄から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、上記の事務担当者は、「申立人は、A社でB業務を担当していたと思う。また、社会保険のことは、社長が

会計事務所の人と相談して決めていたので、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が減額訂正のことは知らなかったと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和59年9月1日に、資格喪失日に係る記録を60年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月1日から60年9月1日まで

私は、昭和59年3月まで勤務していたA社の先輩に紹介され、同年9月から60年8月末までB社に勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、私がB社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に在籍していたことが認められる。

また、B社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる同僚、元事業主及び申立人が、同社の従業員として名前を挙げた者は、申立人を除き、その全員が同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、同名簿から確認できることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認でき、同社に入社するよう申立人に勧めたとする同僚は、「B社に短期間しか勤務していなかった同僚でさえ、厚生年金保険に加入しており、申立人は、厚生年金保険に加入していたと思う。また、申立期間に同社の事務補助をしていた私の妻は、『申立人

の厚生年金保険への加入手続及び保険料控除のことは覚えていないが、私を含めてほかの従業員全員が厚生年金保険に加入しているのであれば、申立人だけが未加入であることは不自然だと思う。』と言っている。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人は、「B社では、前職のA社退職時と同額の報酬月額を支給されていた。」旨陳述しており、申立人のA社における昭和59年2月の社会保険事務所（当時）の記録及びB社の同僚の標準報酬月額の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、平成15年1月24日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主は不明としており、申立期間当時の状況は不明であるものの、申立期間の同社に係る上記被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年9月から60年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和31年4月1日、資格喪失日は33年3月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年4月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から32年9月までの期間は1万円、同年10月から33年2月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年1月21日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成10年1月21日）及び資格取得日（平成10年3月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から33年3月1日まで
② 平成10年1月21日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和31年4月から33年3月まで勤務しており、また、B社には平成元年2月から10年12月まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名であり、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は、昭和31年4月1日と記載されているが、資格喪失日の記載は無い。）が確認できる。

また、申立人は、「A社を退職後、すぐに、親戚が経営するC社に入社した。」と陳述しており、オンライン記録によると、昭和33年3月1日にC社において資格を取得していることが確認できるところ、複数の同僚の陳述内容等から判断すると、申立人は、同日までA社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和31年4月1日、資格喪失日は33年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における被保険者記録及び上記の被保険者名簿における元従業員の被保険者記録から、昭和31年4月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から32年9月までの期間は1万円、同年10月から33年2月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、B社において平成元年2月21日に厚生年金保険の資格を取得し、10年1月21日に資格を喪失後、同年3月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もB社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該複数の元従業員は、B社において、申立人と同一の期間、被保険者記録が無いが、いずれも、「申立期間も継続して保険料を控除されていた。」と陳述している。

さらに、複数の同僚に照会したところ、申立期間において、申立人の業務内容及び勤務形態が変わったことをうかがわせる回答は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は、保険料を控除したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年3月5日までの期間及び同年5月25日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年12月1日に、B社C支店における資格取得日に係る記録を21年5月25日に訂正し、20年12月から21年2月までの期間の標準報酬月額を80円、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年12月から21年2月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和21年5月及び同年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和23年4月30日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から25年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のB社C支店における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和23年4月30日）及び資格取得日（昭和23年6月1日）を取り消し、また、申立人の同社C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間のうち、昭和23年4月及び同年5月の標準報酬月額を200円、同年8月から25年3月まで期間の標準報酬月額を4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年3月5日まで
② 昭和21年5月25日から同年7月1日まで
③ 昭和23年4月30日から同年6月1日まで
④ 昭和23年8月1日から25年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社C支店に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④の加入記録が無いとの回答を受けた。両社は関連会社であり、昭和20年11月から25年3月末まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もB社C支店の関連会社に継続して勤務し(昭和20年12月1日にF社からA社に異動、21年5月25日に同社からB社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和20年12月から21年2月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年3月の社会保険事務所(当時)の記録から80円とし、同年5月及び同年6月の標準報酬月額については、申立人のB社C支店における同年7月の社会保険事務所の記録から180円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C支店は、昭和21年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同僚の陳述により、同社C支店は、申立期間において、5人以上の従業員が継続して勤務する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であるため、同社から確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所へ適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、オンライン記録では、B社C支店において

昭和 23 年 4 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失後、同年 6 月 1 日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の陳述から、申立人が申立期間も B 社 C 支店で継続して勤務していたことが推認できる。

また、B 社 C 支店に係る前述の被保険者名簿のうち、申立人の備考欄にオンライン記録上の資格喪失日である昭和 23 年 4 月 30 日の日付が記載されている名簿を見ると、申立人を含む多数の被保険者の資格喪失日欄に標準報酬月額の変更記録が記載されているほか、複数の被保険者の備考欄に標準報酬月額の変更記録が記載されており、このうち、オンライン記録で被保険者記録が確認できる一人は、同名簿の備考欄に記載されている日付とオンライン記録上の資格喪失日が異なっていることから、同名簿における資格喪失日の記載は不自然である。

さらに、上記の被保険者名簿のうち、申立人の資格取得日欄に昭和 23 年 6 月 1 日の日付が記載されている名簿を見ると、同名簿は書き換え後のものであると考えられるが、同名簿は、申立人が記載されたページしか見当たらない上、同僚が陳述する当時の従業員数は 60 人であるにもかかわらず、7 人の被保険者しか記載されていないことから、同名簿は、適切に作成・管理されたものとは考え難い。

以上のことから、上記の被保険者名簿の備考欄に記載されている日付は資格喪失日ではなく、同名簿には資格喪失日が記載されていないと考えるのが自然であり、また、上記の書き換え後の被保険者名簿において、資格取得日欄に記載されている日付は、適正な記録ではないと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、社会保険事務所における年金記録の不適切な管理により、申立人の B 社 C 支店における加入記録が失われたと考えるのが相当であり、申立人は、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 23 年 4 月 30 日）及び取得日（昭和 23 年 6 月 1 日）を取り消すことが必要である。

なお、申立人の昭和 23 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額は、申立人の B 社 C 支店における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、200 円とすることが妥当である。

申立期間④について、申立人は、「B 社を昭和 25 年 3 月末に退社後、すぐに D 社に入社し、3 か月間の試用期間を経て、同年 7 月から同社で厚生年金保険に加入した。当時、同社から試用期間を満了した旨の通知を受け取ったこと覚えている。B 社 C 支店と D 社は同じ地区に事業所があり、転職後も B 社 C 支店から支給された通勤定期を使用していた記憶がある。」と陳述しており、申立人の記憶は詳細かつ具体的である。

また、B社C支店に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は記載されておらず、オンライン記録上の資格喪失日（昭和23年8月1日）よりも後の昭和24年12月1日に標準報酬月額が改定されたことが記載されている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人のB社C支店における資格喪失日はオンライン記録と一致する昭和23年8月1日と記載されているが、資格喪失の原因記載欄には、「E移管」と記載されており、解雇又は退職とは記載されていない。

加えて、上記の被保険者名簿は、申立人が記載されているページの前後のページが見当たらず、同名簿が適切に管理されていない状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録の不適切な管理により、申立人の加入記録が失われたと考えるのが相当であり、申立人は、当該期間においてB社C支店に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和25年4月1日であると認められる。

なお、昭和23年8月から25年3月までの標準報酬月額については、申立人のB社C支店における24年12月の月額変更の記録から、4,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額（《標準賞与額》（別添一覧表参照））については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

私は、A社において、育児休業期間中である《申立期間》（別添一覧表参照）に賞与を支給されたが、当該事業所からの厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が遅れたため、年金記録に反映されないとの説明を受けた。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の所得税源泉徴収簿（兼）賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、《申立期間》（別添一覧表参照）に当該事業所から賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中（《育児休業期間（自）》（別添一覧表参照）から《育児休業期間（至）》（別添一覧表参照）まで）の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記の賞与支払届により、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成20年10月27日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の賞与支払届が提出されておらず、同法第75条本文の規定による、時効に

よって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の所得税源泉徴収簿（兼）賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における賞与額から、《標準賞与額》（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	育児休業期間		申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
					自	至		
9502	女		昭和50年生		平成18年2月19日	平成19年3月31日	平成18年6月30日	19万1,000円
9503	女		昭和49年生		平成18年2月13日	平成20年3月31日	平成18年6月30日	18万2,000円
9504	女		昭和51年生		平成18年4月26日	平成19年3月31日	平成18年6月30日	28万6,000円
9505	女		昭和47年生		平成18年6月1日	平成18年6月30日	平成18年6月30日	18万2,000円
9506	女		昭和51年生		平成15年5月9日	平成16年3月12日	平成15年6月30日	8万円
9507	女		昭和50年生		平成15年5月10日	平成15年6月30日	平成15年6月30日	10万3,000円
9508	女		昭和51年生		平成15年11月21日	平成16年3月31日	平成15年12月10日	31万7,000円
9509	女		昭和50年生		平成15年9月30日	平成16年8月3日	平成15年12月10日	18万1,000円
9510	女		昭和49年生		平成16年12月12日	平成17年10月8日	平成16年12月10日 平成17年6月30日	37万4,000円 16万5,000円
9511	女		昭和47年生		平成16年10月10日	平成17年8月13日	平成16年12月10日	29万1,000円
9512	女		昭和42年生		平成17年2月7日	平成17年12月1日	平成17年6月30日	19万5,000円
9513	女		昭和46年生		平成17年11月20日	平成20年9月16日	平成17年12月9日	35万2,000円
9514	女		昭和42年生		平成17年9月16日	平成18年7月18日	平成17年12月9日	19万8,000円
9515	女		昭和49年生		平成17年10月20日	平成20年3月31日	平成17年12月9日	17万7,000円
9516	女		昭和46年生		平成17年7月9日	平成18年3月31日	平成17年12月9日	20万1,000円
9517	女		昭和47年生		平成17年7月1日	平成18年3月31日	平成17年12月9日	19万8,000円
9518	女		昭和50年生		平成17年9月4日	平成18年4月15日	平成17年12月9日	18万9,000円
9519	女		昭和50年生		平成17年9月23日	平成19年3月6日	平成17年12月9日	17万6,000円
9520	女		昭和40年生		平成18年1月15日	平成18年9月30日	平成18年6月30日	19万7,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から平成元年9月まで

私の国民年金の加入記録を見ると、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無い。

平成5年に自営業を始めてからは、国民年金保険料の納付が困難になったため免除を受けた期間もあるが、複数の店に勤務していた申立期間の保険料は納付したと記憶しており、中でも、申立期間のうち、昭和58年から62年まで勤務した店の経営者は、従業員に対し保険料の納付を指導し、領収書を確認されたこともあったと記憶している。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は複数の店に勤務し、自身で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号の被保険者に係る第3号被保険者資格の取得の入力日前後の記録から、平成5年4月又は同年5月に払い出されたものと推認できる上、オンライン記録及びA市の記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌日の同年4月1日に、初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、仮に加入期間であったとしても、当該手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オン

ライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧である上、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年から 62 年まで勤務した店の経営者から保険料納付を指導されたとしているが、申立人は当時の状況については不明であるとしている。

加えて、申立期間は 8 年 5 か月に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落するとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から12年5月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の納付記録が無いが、父が平成10年頃に市役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと聞いている。また、その後も、毎年4月又は5月頃に1年分として15万円をまとめて納付したと聞いているので、申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が平成10年頃に申立人の国民年金保険料の納付を開始し、翌年以降は毎年4月又は5月頃に1年分として15万円をまとめて納付したとしているが、オンライン記録を見ると、申立人の保険料については、14年7月23日に、その時点で時効の対象とならない期間の全てである12年6月まで遡って過年度納付されているのが最初の納付記録であり、当該納付以降も、平成14年度及び15年度の2年分の保険料が平成15年4月15日に一括して現年度納付されているなど、申立内容と符合する納付記録は確認できない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、申立期間の保険料の納付方法及び時期などについての記憶が曖昧であり、当時の納付状況を確認できない。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの期間及び45年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年3月まで
② 昭和45年7月から49年3月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の詳細については記憶していないが、加入した後、ずっと保険料を支払ってきたと思うので、申立期間について保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「はっきり覚えてはいないが、集金人に国民年金保険料を納付したと思う。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月28日に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳（1冊目）の発行日も同年5月15日となっている。この場合、申立期間のうち、42年9月から43年3月までの保険料は過年度保険料に該当するため、集金人には納付できず、また、同年4月から44年3月までの保険料については、集金人に納付したとすれば、手帳記号番号の払出し直後に1年分をまとめて納付する必要があるところ、申立人は、「国民年金保険料を遡って納めたり、1年分まとめて納めたりした記憶はない。」としている。

さらに、前述の国民年金手帳を見ると、昭和42年度及び43年度は検認印が押されていない一方、昭和44年4月から45年6月までは検認印が確認でき、年金事務所及びA市の記録と納付状況が一致している。

加えて、申立人の加入手続及び国民年金保険料の納付金額についての記憶は曖昧である。

申立期間②については、申立人の所持する前述の年金手帳を見ると、昭和

45年7月から47年3月までの期間は、検認印が押されていない。また、申立人の所持する2冊目の年金手帳を見ると、検認欄が昭和48年度から始まっているところ、同年度は検認印が押されていないのに対して、49年度については検認印が確認でき、これら手帳の検認記録と年金事務所の納付記録は一致している。

さらに、申立人は、昭和45年8月頃にA市からB市に転居した旨陳述しているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿を見ると、当該住所変更の事蹟^{じせき}は見当たらないことから、B市への住所変更手続は行われていなかったものと考えられ、その場合制度上、申立人がB市で申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳の昭和45年度摘要欄には、「未納期間7～3」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、A市の申立人に係る被保険者名簿を見ると、申立期間②に係る昭和46年3月の欄に「納」の押印が確認できるが、i) 申立人自身が46年3月当時はA市ではなくB市に居住していたと陳述していること、ii) 申立人の所持する年金手帳を見ると同年3月の欄は検認印が押されておらず、国民年金被保険者台帳の昭和45年度摘要欄にも「未納期間7～3」と記載されていること、iii) 当該名簿においても、昭和46年3月の前後は未納となっていること、iv) 同年当時、国民年金保険料の収納は3か月単位で行われていたこと、v) 申立人の保険料納付の記憶は曖昧であり、夫も当該期間の保険料が未納であること等の事情に加え、当該名簿が49年以降に作成されたことを踏まえて考えると、当該押印が有ることをもって、46年3月の保険料が納付されたものと判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から平成 8 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から平成 8 年 5 月まで

社会保険事務所（当時）又は市役所から、電話又は書面にて、「今、年金の保険料を納付しないと今後加入できない。」との案内を受け、妻が何度も A 市役所 B 支所年金課の窓口に通った。

その際、職員から、「これまでの国民年金保険料を一括納付しないといけない。」と言われたが、一人につき約 90 万円かかるということで、妻は自分の分の保険料納付をあきらめ、複数の銀行口座から預金を引き出し、私の分の保険料だけを窓口で現金により一括納付した。

領収書も紛失し、納付を証明できる資料も残っていないが、納付しているはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を現金で一括納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号の付番日は平成 10 年 7 月 6 日であることが確認でき、申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入の動機について、「納付年数は 25 年

(300 月)必要であり、今すぐ保険料の納付を始めないと今後国民年金に加入できないと案内を受けたため。」としているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成8年6月から国民年金保険料の納付を開始していることから、同年6月以降、65歳に到達する前月までの全ての期間について保険料を納付した場合、納付期間は304月となって受給権を確保できることとなり、申立人の陳述と納付状況は符合する。

加えて、申立人の妻が納付したとする申立期間の国民年金保険料額は、当時の保険料額と大きく異なる上、同人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年 3 月に、その後の手続について会社から指導を受けていたので、国民年金もその他の手続と同様に、自身で加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。

しかし、私は国民年金の加入手続時期及び手続内容を覚えておらず、申立期間の国民年金保険料もいつどこでどのように納付したのか、具体的に詳細は覚えていない。しかし、他の退職者も同様に会社から指導を受けて、保険料を納付していると聞いているので、私も同様に手続して納付していたと思う。

私は、国民年金に加入後、報道で年金のことを聞き、平成 4 年 7 月から 5 年 3 月の間にそれ以前の自身の年金記録を確認するため、A 役所の年金課で記録内容を確認した。その際に市職員が、どこかに電話して内容を確認した上で、私の年金記録に未納がないことを告げ、年金手帳に年金加入期間を鉛筆で記入したので、私は記録に納付漏れがないことを確認したのに、記録では、申立期間について、未納とされており納付できない。納付記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月以降に A 市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号直前の任意加入被保険者の資格取得年月日から、平成元年 3 月末頃に A 市で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが推定できる上、昭和 63 年 11 月に初めて国民年金被保険者資格（第 3 号）を取得したことが申立

人に係るA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、加入時点において、申立期間は年金未加入期間となることから、申立人は、同期間の国民年金保険料を制度上納付できない。

このことは、平成11年8月16日付けで昭和63年4月1日の国民年金被保険者資格（強制）の取得及び同年11月11日の同資格喪失の記録が追記されていることがオンライン記録から確認できることと符合する。

さらに、申立人は、会社を退職後の国民年金の加入手続時期及び内容を記憶しておらず、現在所持する国民年金手帳の入手時期及び入手方法も記憶していないと陳述している上、申立期間の国民年金保険料の納付状況についても確認できなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の納付の可能性を確認するため、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃、A 市役所から国民年金の加入案内があつたが、当時、二人の子供を育てており、生活が大変だったので国民年金に加入しなかった。

その後、正確な時期は覚えていないが、A 市 B に住んでいた頃、同市役所の女性職員が自宅に来て、国民年金の加入を勧められ、その場で加入手続したと思う。

私は、国民年金に加入当初、まとめて国民年金保険料は納付せず、切りの良い年度初めの 4 月から、納付書を使用して、国民年金保険料の納付を開始したと思う。A 市が、納付書による保険料徴収を開始したのが、昭和 54 年度だということなので、54 年 4 月から納付しているはずである。

私は、申立期間当時、毎月継続的に C 銀行で、国民年金保険料を納付していたと思う。

前夫の国民年金保険料について、いつの時期か覚えていないが、私が夫婦二人分の保険料を毎月継続的に納付するようになったことを覚えている。

国の記録では、私は、昭和 60 年に国民年金に加入手続をしたことになっているが、この時期は、私の国民年金手帳が初めて自宅に送付された時期だったと思う。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市 B に住んでいた昭和 47 年 7 月から 55 年 2 月までの間に、同市で国民年金の加入手続を行い、同市から送付された納付書により、申立

期間の国民年金保険料を、毎月納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和 60 年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年 4 月 9 日に同名簿が作成されたことが確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、A市は、「A市の国民年金保険料徴収員（昭和 52 年 7 月からは促進員）が加入勧奨することはなかった。」と説明しており、同市職員が自宅を訪問し、加入勧奨を行っていたとする陳述とも符合しない。

加えて、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料を時効により制度上、納付することができず、57 年 1 月から 59 年 3 月までの保険料については、過年度納付が、同年 4 月から 60 年 3 月までの保険料については、現年度納付が可能であったが、申立人は、毎月継続的に保険料を納付しており、過去の未納保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、オンライン記録を見ると、社会保険事務所（当時）が、催告を行い、昭和 61 年 11 月 6 日に過年度納付書を作成したことが確認できることから、同日時点において、申立期間の国民年金保険料が未納であったものとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したところ、申立人に対して昭和 47 年 5 月に別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、A市において、同手帳記号番号による国民年金被保険者名簿が作成された事跡は無く、納付をうかがわせる事情も見当たらない上、資格を取消されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、このほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から55年9月までの期間及び同年10月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から55年9月まで
② 昭和55年10月から62年1月まで

私は、昭和50年に出産した際に、保健婦から国民年金に未加入であることを指摘され、退院後にA市役所にて夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。以降、私が夫婦二人分の国民年金保険料を、私の夫の給料日の翌日に申立期間①はB銀行で、申立期間②はC銀行又はD銀行で、毎月納付し続けてきたはずである。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の出産後に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付し続けてきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期についてオンライン記録を見ると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している国民年金第3号被保険者の社会保険事務所（当時）における処理日並びに国民年金第1号被保険者の資格取得日及び納付日から、昭和62年3月又は同年4月頃に加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。このことは、申立人が国民年金の加入手続をしたとするA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が調製された形跡がないことと符合する。

また申立人が初めて国民年金被保険者となったのは、昭和62年2月1日であることが、申立人に係るE市の被保険者名簿及びオンライン記録から確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、同期間の国民年金保険料を、制度上納付できない。

さらに、申立期間は11年以上に及ぶ長期間であり、社会保険事務所、A市及びE市において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 55 年 9 月までの期間及び同年 10 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月から 55 年 9 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 62 年 1 月まで

私の妻は、昭和 50 年に出産した際に、保健婦から国民年金に未加入であることを指摘され、退院後に A 市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、私の給料日の翌日に申立期間①は B 銀行で、申立期間②は C 銀行又は D 銀行で、毎月納付し続けてきたはずである。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 50 年の出産後に、A 市役所で国民年金加入手続を行い、同人が申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付し続けてきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期についてオンライン記録を見ると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している国民年金第 3 号被保険者の社会保険事務所（当時）における処理日並びに国民年金第 1 号被保険者の資格取得日及び納付日から、平成 7 年 12 月から 8 年 2 月頃までに国民年金加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。このことは、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったとする A 市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が調製された形跡がないことと符合する。

また、申立人が初めて国民年金被保険者となったのは、平成 7 年 12 月 1 日であることが、申立人に係る E 市の被保険者名簿及びオンライン記録から確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、同期間の国民年金保険料を、制度上納付できない。

さらに、申立期間は11年以上に及ぶ長期間であり、社会保険事務所、A市及びE市において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年5月から同年8月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年5月から同年8月まで
② 平成17年10月から同年12月まで

私は、申立期間①の前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、母親が国民年金被保険者資格の再取得手続きを行い、平成18年1月に再び厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を漏れなく納付していたと思う。そのため、申立期間①と②の間の厚生年金保険被保険者期間が重複し、還付された記憶がある。

金額は月額1万3,000円ぐらいで、学生納付特例期間及び厚生年金保険加入期間以外は全て納付書で郵便局又は銀行に納め、免除及び猶予をしたことがないということを経験から聞いているので、申立期間①が納付猶予、申立期間②が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成17年4月頃にその母親がA市で国民年金の再加入手続きを行い、同年4月から18年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得する前月までの期間の国民年金保険料も母親が現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の再加入時期をみると、申立人は、平成17年4月8日及び同年7月21日に同年7月以降の国民年金保険料に係る納付猶予（30歳未満の国民年金被保険者を対象とした、被保険者及びその配偶者の所得により保険料納付を猶予する平成17年4月から新設された制度）の申請を行っていることが納付猶予申請書から確認でき、同年4月頃に加入手続きを行

ったとする陳述と符合している。しかし、申立期間①は保険料の納付猶予期間となり、制度上保険料を納付できない。

なお、申立期間①直前の平成 17 年 4 月の国民年金保険料については、同年 5 月 27 日に納付されているところ、申立人に係る保険料の納付猶予が承認されたのが同年 6 月 17 日であったことから、同時点において既に納付済みであった同年 4 月については、還付処理を行わず、同年 5 月の保険料については、同年 6 月 17 日の納付であったことから、同年 6 月 22 日付けで還付処理されていることがオンライン記録から確認できるが、当該記録に不自然さはみられない。

また、申立人の母親は、申立人が申立期間①直後の平成 17 年 9 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した後も国民年金保険料を納付したため、同年 9 月の保険料が還付された記憶があると陳述しているが、上述のとおり、同年 6 月 22 日付けで同年 5 月の保険料が還付処理されたことがオンライン記録及び国民年金保険料還付請求処理票から確認でき、同人の記憶はこの時のものとするのが自然である。

申立期間②について、申立人は、平成 17 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、平成 17 年度分の国民年金保険料の納付書を取得していたと考えられることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 17 年 10 月以降の国民年金の再加入手続について、申立人の母親は手続を行った記憶がないと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、同年 10 月 1 日（厚生年金保険被保険者資格の喪失日）を原因として、第 1 号・第 3 号被保険者取得勸奨を同年 12 月 21 日に、また、19 年 8 月 24 日に未加入期間国年適用勸奨を行っていることが確認できることと符合している。この場合、勸奨時点では申立期間②は年金未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。また、仮に申立期間②の保険料が納付された場合、保険料が還付されることとなるが、申立期間の保険料が還付された事跡は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、市町村が実施していた国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進された平成 14 年 4 月以降であり、納付データは金融機関からの電磁的データをもって収録されていることから、複数の金融機関で納付していたとする納付記録が、連続して記録漏れが生じる可能性はきわめて低いものと考えられる。

加えて、納付を担当していた申立人の母親は、申立期間当時の家計簿、金融機関の預貯金通帳等の関連資料を所持しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月

私は、平成 14 年 8 月に会社を退職後、申立期間の国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたが、自身では退職した日の翌月から次の会社に就職して、年金の未納期間はないと考えていたので、申立期間の納付の理由を尋ねるため、A 社会保険事務所（当時）に行き、申立期間の納付理由を聞いた記憶があり、その際に、納付理由の説明を受け、後日、同社会保険事務所で申立期間の保険料を納付した。

私は今までに厚生年金保険被保険者期間に挟まれた未納期間（平成 14 年 8 月及び 15 年 12 月）について 2 回納付書が送付されてきた記憶があり、1 度目の申立期間に納付理由の説明を受けたので、2 度目の平成 15 年 12 月分の納付書を受けとった時は、前回と同じように考えて納付した。

その後も、平成 19 年 10 月 16 日に自身の納付記録確認のため A 社会保険事務所に行った際に、昭和 61 年 10 月から第 3 号被保険者として国民年金に加入以後の年金記録について空いている期間はないと回答してもらったのに、申立期間が、未加入の記録とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 14 年 8 月以降に、A 社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送付されたことから、同社会保険事務所に出向き納付理由の説明を受け、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、A 社会保険事務所が平成 14 年に申立人に対し国民年金の加入勧奨を行った記録があり、申立人の自宅に送付された文書は納付書ではなく加入勧奨の書類であったものと考えられ

る。しかし、申立人が、勧奨後に第1号被保険者の資格を取得した記録は無く、申立期間は年金未加入期間とされている。この場合、社会保険事務所（当時）が申立期間の国民年金保険料の納付書を作成することはなく、申立人が同期間の保険料を納付することは制度上できない。

なお、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成15年12月についても同様に、A社会保険事務所から送付された納付書を使用して、同社会保険事務所です同年12月の国民年金保険料を納付していると陳述し、このことは申立人が所持している保険料領収証書により裏付けられるとしているが、申立人に係るオンライン記録を見ると、同年に申立人に対し国民年金の加入勧奨を行い、同年12月27日付けで第1号被保険者資格を取得した記録があることから申立人は、同社会保険事務所において、国民年金の加入手続を行うとともに同年12月の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、市町村が実施していた国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進された平成14年4月以降であり、納付データは金融機関からの電磁的データをもって収録されていることから、納付記録に事務的過誤が生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで

私の母親が、平成14年度の国民年金保険料の学生納付特例を申請し忘れたことに気づき、母親が、A社会保険事務所（当時）に電話で相談したところ、職員からは、「今から学生納付特例を申請すれば、平成14年9月から15年3月までの保険料は適用される。しかし、14年4月から同年8月までの未納保険料は納付してください。」と言われたと母親から聞いている。

その後、A社会保険事務所から現年度用の納付書の送付があり、母親がB銀行又はC銀行で、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと思う。

私の母親が、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社会保険事務所から送付された申立期間に係る国民年金保険料の納付書を使用し、金融機関でまとめて保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、社会保険事務所（当時）が、平成14年12月2日に申立期間に係る国民年金保険料の納付書を作成していることが確認でき、申立内容と符合しているが、同納付書を使用し、保険料を一括納付したと陳述するB銀行及びC銀行における領収済通知書は廃棄されており、ほかに納付していたことを示す関連資料が無いため確認できない。

また、平成14年4月以降は、既に国民年金保険料の収納業務が国に一元

化されたことに伴い、保険料納付記録については、電磁的データによる事務処理の機械化が促進された時期であり、保険料収納及び保険料納付記録管理における事務的過誤が生じる可能性は低いとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から9年3月まで

私は、平成6年10月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。当時は大学生であり収入が少なかったため国民年金保険料は免除を申請していた。これについて社会保険事務所（当時）で調べてもらったが免除の記録は無く、A市にも免除の記録は無いとのことであった。

申立期間が免除の記録とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学入学のため親元を離れてA市に居住していた平成6年10月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は免除の手続をしたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、A市の国民年金被保険者名簿から、被保険者資格の取得日は平成6年10月22日となっており、同年10月26日に手続された記録が確認できることから、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことができるころ、申立期間当時、別居の学生に係る保険料の免除申請については、親元の世帯の所得状況により審査することとなっていたが、申立人は、両親の収入に関する確認を受けた記憶はないと陳述している。なお、申立期間当時、申立人の両親は共に共済組合加入者であることから、免除承認基準に該当していたとは考え難い。

また、オンライン記録を見ると、申立期間の国民年金保険料について免除された形跡は見当たらない上、申立期間当時の保険料の免除申請は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていることから、オンライン記録に登録されないまま申立人の国民年金保険料の免除が承認されたものとは考え難い。

さらに、申立期間は、30か月と長期間であり、この間に3回の免除申請手続が必要であるが、連続して免除手続及び記録の過誤があったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年5月まで

私が、A市に住んでいた頃に、B市C区の実家に督促状が届いた。

申立期間は、勤務先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金又は国民健康保険の督促状が送られてきたと思うが、国民年金の加入手続をしたことはない。

また、国民年金保険料については、一括払いができないため、分割の納付書を郵送してもらい、毎月1万円ずつ、合計10万円から20万円を銀行で妻が納付したと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和53年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して以降、これまでに国民年金被保険者資格を取得した形跡はないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、実家のあったB市C区に督促状が送付されてきたと主張している一方、国民年金の加入手続を行わなかったと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、一括納付ができないため、毎月1万円ずつ申立人の妻が金融機関の窓口で納付し、その合計額は10万から20万円であったと申し立てているが、申立期間の保険料額は、7万6,800円であり、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民

年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻からは、申立期間当時の状況を確認できないため、保険料に関する具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料について納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 6 月頃、未納が続くと年金の受給ができなくなり将来に不安を感じるようになったため、国民年金保険料を遡って納付するため、夫に依頼して A 市役所年金課で国民年金の加入手続をしてもらった。

その際、私及び夫の国民年金保険料額を試算してもらったところ、夫は約 10 万円、私は 6 万円から 7 万円で遡って納付することができると A 市の職員から説明を受け、夫よりも金額が低かった私の未納分の保険料のみを、加入手続をした 2 日から 3 日後に A 市役所年金課で、夫が納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を申立人の夫が A 市役所年金課の窓口で納付したと申し立てしているところ、制度上、特例納付に係る保険料を市役所で納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、申立人に係る特殊台帳の昭和 48 年度及び 49 年度の納付記録欄には、両年度の境界線上に「50 催」と押印されていることが確認できるところ、これについて日本年金機構 B 事務センターでは「昭和 48 年度及び 49 年度の保険料が未納であったため、昭和 50 年に催告状を送付したと考えられる。また、催告状を送付した時期は、同年秋頃と考えられる。」と回答していることから、催告状を送付した昭和 50 年秋頃の時点では、少なくとも申立期間のうち昭和 48 年度及び 49 年度 2 年間分の国民年金保険料が未納であったと推定でき、申立人の夫が加入手続を行った 2 日から 3 日後に申立人の保険料を納付したとする陳述と符合しない。

さらに、上述の特殊台帳には、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例

納付した事跡及び不自然な記録訂正を行った事跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、夜間大学に通学しながら勤務していた会社を退職後の昭和 59 年 4 月頃、自分で社会保険事務所（当時）又は市役所のいずれかで、国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時、市民税の減額制度があり、税金が通常の半分程度ですんだため、加入手続後に数か月分の国民年金保険料数万円をまとめて納付したことを記憶している。申立期間の保険料は納付しているはずなので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第 3 号被保険者の届出状況から昭和 62 年 7 月又は同年 8 月頃と推認でき、この時点において、60 年 4 月 1 日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、当該時点から 62 年 9 月 16 日付けで申立人の国民年金被保険者資格の取得日が 59 年 3 月 2 日に訂正処理が行われるまでの間は、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料は、制度上、納付することができない上、前述の加入時期において申立期間が国民年金の加入期間となっていたとしても、加入時点において、申立期間の保険料は、時効により、制度上納付することができない。

また、申立人は、加入手続後にまとめて数か月分の保険料を納付したと陳述しているところ、昭和 63 年 10 月 7 日付けで過年度の納付書が作成されていることがオンライン記録により確認でき、60 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料は過年度保険料として納付しているとする A 年金事務所（当時）の見解と符合することから、申立人がまとめて納付したとする保険料は、この過

年度納付のことであつたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンラインによる各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 6 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は申立期間当時、開業して店を持つという夢を抱いており、親及び叔父に相談したところ、将来、A金融機関から事業資金の融資を希望するのなら、国民年金には加入しておいたほうが良いとアドバイスを受けたので、将来融資を受ける際、私自身の損にならないためにも、また、結婚した時は、もしもの時に役に立つと考え、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

私が国民年金の加入手続をした時期は、会社を退職した昭和 63 年 4 月頃に B 市役所で行ったか、又は平成 2 年 4 月頃に同市役所で健康保険任意継続被保険者資格の喪失の手続をした際に、同時に国民年金の加入手続をしたと思う。

その後、結婚前の国民年金保険料は、私自身が毎月又は前納によって納付し、結婚後の保険料は、夫婦一緒に前納によって私又は妻が納付していた。

申立期間が未納とされているのは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は無く、申立人の国民年金記録は平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 4 月 1 日に昭和 63 年 4 月 8 日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、当該時点までは国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、国民年金被保険者資格の取得時点において、申立期間の保険料は、時効により、制度上納付することができない。

また、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当時の住所地に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は6年間（72 か月）と長期間である上、申立期間のうち結婚後の平成3年5月以降の国民年金保険料を一緒に前納していたとする申立人の妻も当該期間は未納であり、結婚前の37 か月間及び結婚後の35 か月間の納付記録が毎回連続して欠落するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、A金融機関が事業資金を融資する際に必要とする要件については、同機関によると、「税金の納付状況を審査することはあるが、国民年金保険料の納付状況を審査することはない。」としている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から6年3月まで

申立期間当時、私の夫は開業して店を持つという夢を抱いており、将来のために国民年金保険料を納めておいた方が良いとの夫の考えから、私も保険料を納付していた。

私は国民年金の加入手続をした記憶はないが、市役所から送られてきた納付書で、毎年、夫婦の国民年金保険料を一緒に前納で、私又は夫が、銀行又は郵便局で支払っていた。

申立期間が未納とされているのは、納得できないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の払出し状況から平成6年7月頃に払い出されており、この頃に申立人の第3号被保険者資格の取得手続が行われたものと推定され、元年12月30日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。したがって、申立期間は、当該時点までは国民年金に未加入である上、当該払出しの時点では、申立期間のうち、4年5月以前の国民年金保険料は、時効により、制度上、納付することができず、同年6月以後の保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立期間の保険料を前納で納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦に係る国民年金保険料の納付状況をオンライン記録で

見ると、平成9年度から14年度までの5年間分の保険料を夫婦共に全て同一日に納付していることが確認でき、このうち、10年度から14年度までの保険料は前納していることが確認できるが、申立人から申立期間の保険料に関する納付時期及び保険料額などの具体的な陳述が得られないこと、及び申立人の夫も申立期間の保険料が未納であることを踏まえると、夫婦の保険料と一緒に前納で納付していたとする申立人の陳述は、当該期間（平成9年度から14年度まで）の保険料であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

「国民の義務だから、国民年金に入らないといけない。」と母に言われ、学生の間は母が国民年金保険料を納付してくれたが、卒業と同時に就職し半年で退社したときも母が、「あなたが年老いた時に困らないように、国民年金は納付しておくわね。」と言ってくれた。

この時、母にいつまでも世話をかけて申し訳ないという気持ちになったことを記憶している。

母は律儀な女性だったので、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月にA市B区で払い出されており、B区保管の被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立人は、同年10月7日に国民年金被保険者資格を取得し、同年10月から50年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっている。

しかし、申立人は、昭和50年4月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、同日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、申立期間直後の52年4月1日に共済組合の組合員資格を取得するまで、申立期間において、国民年金被保険者資格を再取得した事跡は認められず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行っ

たほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張するのみで、加入手続、保険料納付及び再加入手続に直接関与しておらず、これらの手続を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も保存しておらず、このほか申立期間における保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月及び同年2月

私は、平成6年1月に公務員を辞めた。当時、次の就職先が決まっておらず将来に不安を感じたため、妻が、失職後すぐにA市B区役所に出向き、自身の国民年金への切替手続とともに、私の国民年金の加入手続を行った。

その後、平成6年2月又は同年3月頃に、妻が自身の同年1月及び同年2月の国民年金保険料と一緒に、私の申立期間に係る保険料も納付した。

申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年1月に退職後すぐに、妻がB区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、同年2月又は同年3月に申立期間の夫婦分の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人は、平成6年1月22日に共済組合の組合員資格を喪失し、同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立期間において、国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が国民年金に加入した記録は無い。

そこで、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻のオンライン記録を見ると、申立人の共済組合の組合員資格及び厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う種別変更手続は、平成6年8月8日及び同年8月17日に行われており、妻の申立期間の国民年金保険料については、同年8月22日に社会保険事務所（当時）から過年度納付書が発行され、同年9月28日に過年度納付されている。

一方、申立人の妻の所持する年金手帳の住所欄を見ると、平成6年7月14日にB区からA市C区D町へ住所変更されており、申立人及びその妻の戸籍附票並びにオンライン記録を見ると、同年2月5日にB区からA市E区、同月27日にE区からC区F町、同年5月14日にC区F町から同区D町へ住所変更がなされているところ、妻が被保険者資格の種別変更手続を行った同年8月時点において、申立人及びその妻の住所地はC区であることから、「妻が、平成6年1月の申立人の退職後すぐに、B区役所で妻自身の種別変更手続とともに申立人の国民年金の加入手続を行い、同年2月又は同年3月に申立期間の夫婦分に係る国民年金保険料を納付した。」とする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを担っていた申立人の妻の記憶も明確ではなく、また、申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年1月まで

平成元年8月頃、私が会社を退職し、独立して自営するようになったことに伴って、妻が市の支所で、ほかの健康保険の手続などと一緒に、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。私はそれ以降、3年2月に厚生年金保険に加入するまでの間、妻に国民年金保険料の納付を任せており、妻によれば、毎月金融機関の窓口で納付書に夫婦二人分の保険料額の現金を添えて納付し、その都度領収書を受け取っていたということである。

妻の性格上、必要な手続があればその都度必ず行っているに違いないし、申立期間当時はまだ子供が小さかったことから、妻が国民年金の加入手続をしていないということは考えられない。

ところが、妻のねんきん特別便を見たところ、申立期間については納付済みとされている一方、自分については未加入期間とされており、私たち夫婦はいつも一緒に国民年金保険料を納付していたはずであるのに、記録が異なっているのもおかしいと思う。当時の保険料納付の証拠となるようなものは何も残っていないが、よく調査した上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格記録について、申立人に係るA市の国民年金被保険者検認台帳の記載を見ると、昭和60年2月1日に資格を取得し、61年10月1日に厚生年金保険の加入に伴い資格を喪失したあと、国民年金に再加入した事跡が認められない上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄を見ても、同様の記載であることが確認でき、これらの状況はオンライン記録とも一致する。この場合、申立期間は未加入期間となることから、

制度上、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできず、申立人に対し、納付書は発行されない。

また、申立人は、平成 20 年 6 月 24 日付け作成の申立人の妻のねんきん特別便において、申立期間は、納付済期間とされているとし、いつも夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことから、妻が納付しているならば、自分も必ず納付しているはずであると主張しているが、申立人の妻のオンライン記録によると、上記ねんきん特別便作成時点において、申立期間は国民年金第 3 号被保険者期間として認識されており、そのために、ねんきん特別便上は、「納付済期間」として記載されたものと考えられる。その後、申立人の妻の資格記録は、21 年 12 月に行った老齢厚生年金の裁定請求時、申立期間が第 3 号被保険者非該当期間であることが判明したのに伴い、22 年 1 月 8 日付けで年金事務所において、申立期間が第 3 号被保険者期間から未加入期間へと、職権にて訂正処理されていることが確認でき、これら一連の事務処理には、特に不自然な点は見当たらない。

さらに、このように、申立人の妻について、申立期間が、当初第 3 号被保険者期間と認識されていた状況は、申立人の妻が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄において、昭和 61 年 10 月 1 日から平成 3 年 2 月 1 日までの期間に対し、「第 3 号-A」とゴム印の表示がなされていることとも符合する。この場合、元年 8 月の申立人の退職に伴って、夫婦一緒に遅滞なく国民年金の関係手続を行ったとする申立内容とは相違するとともに、申立期間当時、申立人の妻に対して国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人と一緒に申立期間に係る保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人から国民年金の関係手続の一切を任されていたとする申立人の妻の加入手続及び保険料納付をめぐる記憶は曖昧である上、申立人の妻が申立期間の保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年2月までの期間及び平成2年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年11月から50年2月まで
② 平成2年4月から同年7月まで

昭和46年11月頃、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納めてくれたはずである。

父親は亡くなっており、詳しいことは分からないが、納めてくれたのは間違いないと思うので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人に係る加入手続きが行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者に係る事務処理日から平成4年9月頃と推認され、この時点では、申立期間①及び②は記録上、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付をめぐる状況は不明であるほか、申立人の父親が申立期間の保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、16 歳ぐらいから家業を手伝っていた。昭和 50 年頃、役所から国民年金の案内が届いたので、時期ははっきりとは覚えていないが、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、私が結婚するまでは母親が、結婚後は妻が私の国民年金保険料を納めてくれていた。母親は既に亡くなっており、家業も廃業しているので、確認する資料はないが、申立期間について母親が納付してくれていたはずであり、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 55 年 5 月又は同年 6 月頃であると推認されることから、申立人はこの時に 50 年 7 月に遡って資格を取得したものと考えられる。この場合、同年頃に加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない上、当該加入手続時点において、申立期間のうち一部の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、納付の

状況は不明であるほか、申立期間の保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで

私は、大学を中退した平成2年5月から翌年4月に就職するまでアルバイトをしていた間、国民年金保険料を納付していた。加入手続の状況及び国民年金手帳の交付については覚えていないが、アルバイトの限られた収入の中で保険料を納付するのに苦勞していたことを覚えている。納付先はおそらく銀行で、当時の保険料はまだ1万円を超えていなかったと思われる。申立期間については、15年に行政評価局を通じて市役所に国民年金の記録を照会したことがあったが、保険料納付済期間とは認められなかった。しかし、申立期間について未納とする記録には納得できないので、今回改めて申し立てることにした。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者に係る事務処理日から、平成4年1月又は同年2月頃と推認される。また、申立人は、申立期間の始期である平成2年5月頃に国民年金手帳の発行を受けた明確な記憶はないとしている上、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間については未加入期間である旨記録されており、国民年金保険料の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致していることから、申立人が申立期間において、国民年金の被保険者として取り扱われていたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月

いつ頃のことであったか覚えていないが、A市役所B支所から国民年金の保険料が1か月だけ未納にされているので納付するようにとの電話による督促を受け、私はB支所で1か月分の保険料を遡って納付したことがあった。保険料額及びどれぐらい遡って納付したのかといったことについては覚えていないが、納付したとき、受付の職員がこれで未納の期間はなくなったと確認してくれたことを覚えているので、私に未納期間があるとは考えられない。申立期間について、調査の上、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、平成8年7月23日付けの届出により、申立期間直後の昭和63年8月から平成元年10月までの期間が国民年金の第3号特例納付期間に承認された上、当該変更に加えて申立期間を第3号被保険者期間から第1号被保険者期間に変更する旨の入力処理が8年8月2日に行われたことが確認できる。また、申立人の前夫に係るオンライン記録によると、申立人の前夫は、昭和63年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日に再就職により同資格を再取得しており、申立期間である同年7月については、制度上、国民年金に加入すべき期間となるものの、国民年金に加入していないことが確認できる。これらを踏まえると、申立期間が第1号被保険者の未納期間である旨取り扱われたのは平成8年8月以降であると推認され、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、正確な納付時期は記憶していないものの、申立期間の国民年金保険料については、A市役所B支所から電話で督促を受けて、同支所

で納付したと主張しているが、A市においてB支所が開設されたのは平成8年であり、同支所の開設以降では、申立期間は上記と同様に、時効により保険料を納付することができない期間となる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年12月までの期間及び13年4月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から10年12月まで
② 平成13年4月から14年1月まで

私は、20歳から国民年金保険料を納付してきたが、A市B区に転入後の平成8年4月から夜間の学校に通うようになり、保険料の納付が困難になったことから、区役所で免除申請を行ったが認められず、保険料を滞納していた。

平成11年3月に学校を卒業後、時期は定かではないが、納付期限が過ぎると区役所では国民年金保険料を納付できなくなると聞き、急いで銀行で預金を引き出した上、そのまま区役所へ出向き1年分ずつまとめて保険料を納付した。これで、それまでの未納保険料は全て納付したと思っていたのに、申立期間①が未納とされていることは納付できない。

申立期間②については、どのように納付したのか記憶は定かではないが、納付したと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のオンライン記録によると、平成13年2月20日に、その時点で2年の時効にかからず納付が可能であった申立期間①直後の11年1月から12年3月までの1年3か月分の国民年金保険料を過年度納付するとともに、当該納付日の1週間後である13年2月27日に、12年4月から申立期間②直前の13年3月までの1年分の保険料を現年度納付していることが確認できる。この場合、これらの納付日時点において、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する預金通帳を見ると、上記の各納付日と同日に、それぞれ 21 万円及び 20 万円の出金記録が確認できるとともに、その金額は、当該過年度保険料額及び現年度保険料額と符合しているほか、これらの出金記録前後に 10 万円を超える出金記録は見当たらない上、申立人も、国民健康保険料及び市民税をまとめて納付したことはあるが、この 2 回以外にこれほどの大金を預金から引き出した記憶はないと陳述している。

申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納付したと申し立てているのみであり、申立人に改めて当時の納付状況について聴取しても、具体的な陳述を得ることができなかつた上、申立人のオンライン記録によると、申立人が厚生年金保険に加入後の平成 15 年 11 月 4 日に、社会保険事務所(当時)が未納期間に係る保険料の納付書を作成したことが確認できるところ、申立人は、当時、未納保険料の納付催告等を受けた記憶はないと陳述している。

また、別の国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により氏名検索を行ったが、いずれも申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降であり、特に収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月及び同年3月

私は、年金の重要性を理解しており、学生であった20歳から国民年金に加入し、会社に就職するまで国民年金保険料を納付してきた。

その後、平成12年1月末に会社を退職し、一時的に厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、国民年金への再加入が必要であることを理解していたので、再取得手続も自分で行き、国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時は住所の異動も重なっており、行政側が事務処理を誤ったのではないかと疑っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人が20歳に到達した平成6年*月から、厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の9年3月まで、国民年金保険料を全て納付するとともに、申立人が所持する年金手帳を見ると、A市B区において交付され、同年2月にC市へ住所変更した記載が確認できることから、当時、国民年金の住所変更手続が適切に行われ、転居後も同市において保険料を納付していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、平成12年1月末に会社を退職した直後の申立期間当時は、D市E区に居住していたとしているところ、上記年金手帳には同区における住所の記載が見当たらないことから、この手帳からは、同区において国民年金の再取得手続が行われたことをうかがうことができないほか、申立人は、会社を退職後に再取得手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするのみであり、具体的な手続の状況及び納付の状況についてはよく覚えていないとしている。

また、申立人のオンライン記録によると、平成13年6月8日に社会保険事

務所(当時)が未納期間に係る国民年金保険料の納付書を作成した記録が確認できるところ、申立人は、納付督促があったかどうかについては記憶にないが、未納期間の保険料を遡って納付したことはないとしている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、いずれも申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、特に収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年1月まで

私は、平成12年1月に国民年金に加入し、国民年金保険料を免除してもらっていたが、日本の大学に1年間通ったあと、13年5月にA国の大学に留学するため出国した。

平成15年5月に帰国したとき、父の経営する会社が危機的状況であったので、A国に戻るのをあきらめ、そのまま会社を手伝うようになった。

平成16年3月頃、突然、社会保険事務所(当時)の職員が過去の未納期間の国民年金保険料を集金に来たので、私が、海外留学する前に免除申請しているのを、留学中の期間も引き続き免除されているものと思っていたことを話すと、その職員は、今から免除申請して遡って免除できるかどうか事務所に帰って確認し、遡って免除できないときには連絡するとのことであったが、その後、何の連絡も無かったので免除が認められたものと思っていた。

しかし、申立期間については、国民年金の未納期間及び未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年5月に海外留学する前に国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、申立人のオンライン記録を見ると、申立内容のとおり、同年5月31日に免除申請し、申請日の前月である同年4月から当該年度末であり申立期間直前の14年3月までが免除期間とされるとともに、帰国後、社会保険事務所の職員が過去の未納期間の保険料を集金に訪れたとする時期の16年3月18日に免除申請し、申請日の前月である申立期間直後の同年2月から同年6月まで免除期間として具体的に記録されているほか、その

他の免除期間についても、それぞれ申請日と免除期間との関係を含めて、制度上、不合理な点は認められない。

また、国民年金保険料の免除申請は、基本的に毎年行う必要があるところ、留学中の申立人に係る免除申請について、申立人の母親は、海外に留学していたので免除申請できないと思い、手続きしなかったと申立人に述べている。

さらに、別の基礎年金番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除申請していたことを示す関連資料(日記、メモ等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人のパスポートの写しを見ると、申立期間途中の平成14年8月22日から15年5月22日までの期間について出国していたことが確認できるとともに、申立人のオンライン記録によると、同期間を合算対象期間となる国民年金の任意加入期間における未加入期間として、16年4月30日に記録訂正されていることから、社会保険事務所の職員が、今から遡ってできるかどうかを確認するとしたのは、申立人が主張するような留学中の免除期間のことではなく、当該合算対象期間のことである可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から62年2月まで

私が結婚した昭和60年12月頃に、夫が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料は、夫が納付書に現金を添えて、多分、市役所で納付していたと思う。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

また、結婚後は、私は夫の扶養に入っており、夫が勤務先で私の第3号被保険者の届出を行ってくれたのに、制度が始まった昭和61年4月からとされていないこともおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、結婚した時期の昭和60年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、その約1年半後の62年5月2日に第3号被保険者に係る該当処理を行ったことが確認できることから、この頃に、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、同年3月4日まで遡って当該被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも一致している。この場合、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人は、結婚後は夫の扶養に入っていたと申し立てているが、申立人及びその夫に改めて当時の事情について聴取したところ、申立人が会社を退職後、いつ頃までか時期は定かではないが、健康保険を任意継続していたこと、及び失業保険を受給していた記憶があると陳述していることから、

夫の勤務先に照会したところ、昭和 62 年 3 月 4 日付けで収入減のため、申立人が扶養認定された記録があるとの回答を得ており、当該扶養認定日は、申立人の第 3 号被保険者の資格取得日と一致している。

さらに、申立人の夫が、申立内容のとおり、結婚した昭和 60 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、夫が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から6年3月までの期間及び9年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から6年3月まで
② 平成9年4月から同年6月まで

申立期間①については、A市のB社の取引企業に籍を置き、B社に出向で勤務しており、その間、国民年金保険料及び健康保険料など、毎月2万円ぐらい天引きされていたことを覚えている。

平成9年4月16日に会社を辞めて就職活動を行っている時に、申立期間②の国民年金保険料の納付書が自宅に届き、4万円ぐらいの保険料を金融機関で納付したことも覚えている。

いずれも10年以上経過しているため、給与明細及び領収書などは残っていないが、間違いなく国民年金保険料を納付しており、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された履歴は無く、基礎年金番号導入後の平成11年12月16日付けで、初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間①及び②は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、申立人は、国民年金被保険者資格の取得当時の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料について、同年9月25日に初めて過年度納付していることも確認できる。

また、申立期間①について、申立人は、当時勤務していた会社で給与より国民年金保険料が天引きされていたと申し立てているが、仮に、申立人主張のとおり、会社が従業員の保険料を代行収納していた場合でも、国民年金へ

の加入手続が必要であるが、申立人は、加入手続を行ったことはないと陳述している。

次に、申立期間②について、就職活動中に4万円ぐらいの国民年金保険料の納付書が自宅に届き、その納付書で一括納付したと申し立てているものの、上記のとおり、申立人は国民年金には未加入であり、また、加入勧奨と同時に納付書が送付されることもなく、制度状況と符合しない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から平成2年3月まで
時期は定かではないが、昭和55年7月頃、父又は母がA市B区役所で加
入手続をしてくれたと思う。
手続後は、母が、口座振替により納付してくれていたと父から聞いてお
り、当時の通帳は無いものの、その口座は現在も利用している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区に
おいて、平成2年9月又は同年10月頃に払い出されたと推認され、この手帳
記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和63年7月以前の国民年
金保険料は、制度上納付することができず、また、同年8月から平成2年3
月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人及びその父親は、遡って納
付した記憶はないと陳述している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手
帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行っ
たほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行
ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情
も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、口座振替により
納付していたとしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間直後の
平成2年4月から同年11月までの国民年金保険料については、同年11月16
日に一括納付し、同年12月の保険料については、3年2月28日に納付して
いる事跡が確認できる上、同年1月以降は、毎月26日以降に定期的に納付さ

れている。

このことから、加入手続時に平成2年4月から同年11月までの国民年金保険料について一括納付し、3年1月から口座振替による納付を開始したと考えるのが相当である。

加えて、申立期間は9年9か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年3月まで

申立期間当時は大学生だったが、昭和45年8月ごろに、父から、「学生のうちは国民年金の加入義務は無いが、加入しておいた。60歳になった時に年金を受給できるよう、親が掛けておくものだ。」と聞かされていたので、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、父が納付してくれたはずである。

昭和49年4月に就職した際、職場の担当者から、「就職後は共済組合に加入するため、年金手帳を持っているなら提出するように。」と言われ、当時所持していた年金手帳を提出した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は、父が納付してくれているはずであり、国民年金の未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人には共済組合の加入期間が確認できるのみであり、国民年金被保険者資格の取得履歴は認められず、申立期間は国民年金の任意未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、就職の際、自宅に保管していた年金手帳を勤務先へ提出したとしているものの、その手帳の色及び形状等に係る記憶は明確ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、3年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月

国民年金の加入については、母は、加入手続した記憶はないと言っているが、納付書が自宅に届き、電話及び訪問での納付催告がしつこかったので、母が、平成6年8月頃、手元にあったお金を持って、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、平成10年12月31日に国民年金被保険者資格を取得するまでは、同資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、自宅に送付された納付書により、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるとしている一方、国民年金の加入手続を行った記憶はなく、いきなり納付書が送付されてきたとしているなど、その陳述内容は不自然である。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、また、保険料の納付を担っていたとする申立人の母親から、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月及び同年2月

国民年金の加入については、平成6年1月頃、当時、大学在学中であったために、母が、加入手続をしてくれ、国民年金保険料の免除申請手続も行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、平成8年頃、母が、銀行から50万円ぐらいの預金を引き出し、兄の保険料と一緒に追納したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、平成6年4月26日に払い出されており、また、オンライン記録を見ても、同年3月から7年3月までの国民年金保険料の免除申請日は、6年4月19日付けであることも確認でき、手帳記号番号の払出時期と符合する。

一方、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続の際に免除申請手続を行ったとしているものの、免除申請手続は、毎年度1回の手続で免除期間が決められており、申請月が4月の場合、前月の3月から免除期間となることが通例であることから考えると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び免除申請日からみて、制度上、申立期間については免除申請手続を行うことはできず、オンライン記録に不自然な点は見られない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、平成8年頃、申立人及びその兄の免除期間の国民年金保険料を追納するため、50万円ぐらいの預金を引き出して、まとめて納付したとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間直後の期間に係る追納保険料の収納日は、14年3月15日付けであり、また、申立人の兄の追納保険料の収納日も、同年2月15日及び同年3月15日であり、陳述の納付日と大きく離れている上、同年3月15日付けの申立人及びその兄の追納保険料の合計額は、70万190円となり、陳述の保険料額とも一致しない。

加えて、A市保存の国民年金収滞納一覧表を見ても、申立期間について、申立人の国民年金保険料の納付の事跡は確認できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、54年12月及び55年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和54年12月及び55年1月

申立期間当時は、学生でもなく、会社勤務もしていなかったため強制的に入った。家族5人（自身、両親、兄弟）が入っていたはずなのに、母が私だけ納めていないのは納付できない。

申立期間①の国民年金保険料については、母が、自身及び家族の分と一緒にA市B区役所で納付していた。

申立期間②の国民年金保険料については、市から来た用紙で2か月に1回程度のペースで定期的に、自身でC銀行又はD市役所E支所のどちらかで納付したはずである。金額は覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和43年5月24日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付及び申立期間②の保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、申立期間①当時、申立人の母親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉のオンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、現年度納付が可能な期間については納付が記録されているものの、過年度納付となる期間については納付されていない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、自身でD市役所E支所又はC銀行で納付した記憶があると申し立てているものの、D市役所保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間直後の昭和55年2月5日に被保険者資格の喪失の申出がされている上、その後平成元年9

月1日に第3号被保険者への種別変更手続を行うまで、長期間にわたり保険料が納付されていない。

さらに、A市B区役所及びD市役所保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付事跡は認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間①の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界している上、申立人から、上記の被保険者資格の喪失の事情及びその直前の申立期間②の保険料の納付方法等に係る具体的な陳述を得ることができず、申立期間①及び②の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から 39 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 4 月 17 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計 10 ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 8 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 6 人見られ、そのうち 4 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがうではない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年から 31 年 10 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 21 年頃に友人の紹介で入社し、10 年以上勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 12 月 10 日であり、申立期間は適用事業所ではない上、同社の業務はB業に該当し、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用対象業種ではなかった。

また、A社は、平成 5 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、事業所等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等が確認できない。

さらに、申立人及び前述の元同僚は、申立期間当時、給与から保険料を控除されていたかどうかについては不明としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月頃から同年 10 月 10 日まで
② 昭和 34 年 10 月 20 日から 35 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、高校を卒業した昭和 34 年 3 月頃に入社し、同社B支店で研修を受けた後、36 年 1 月 9 日まで同社C支店で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及びほかの同僚の家族の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間における保険料控除等の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録の有る元従業員 25 人に照会し回答の有った 13 人のうち 9 人は、「被保険者資格の取得時期及び喪失時期が実際の入退社時期と相違しているが、理由は分からない。厚生年金保険料控除については覚えていない。」と陳述しているところ、同社C支店で申立人と一緒に勤務していたと陳述する同僚の加入記録を見ると、申立人とほぼ同時期に被保険者期間の欠落（当該同僚の欠落期間は、入社日から昭和 34 年 10 月 10 日までの期間及び同年 10 月 20 日から 35 年 4 月 1 日までの期間）が確認できる。

さらに、当該同僚は、「A社C支店の金銭管理は私が行っていた。取引先で集金した売上金から申立人及び私の給与手取額と経費分を控除した残金を同社本社へ送金していた。給与手取額は同社本社から知らされていたので、保険

料控除がされていたかどうかは不明である。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から28年5月まで
② 昭和28年5月から29年5月まで
③ 昭和30年5月から31年5月まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①及び②については、A船（船舶所有者は、B氏）で昭和27年5月に義父と一緒に勤務を始め、C職として勤務した。申立期間③についてはD船（船舶所有者は、E氏）でC職として勤務した。

申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A船でC職として勤務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、船舶所有者B氏に係る船員保険被保険者名簿を見ると、A船は昭和25年1月31日に船員保険の適用を受けなくなっていることが確認できる。連絡先の判明した元従業員12人に照会し回答の有った7人は、「申立人のことは知らない。また、A船は、昭和24年10月又は同年11月頃に沈没した。」と陳述している上、申立期間当時の船舶所有者は連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料控除の状況を確認することはできない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人がA船と一緒に勤務を始めたとする義父及び申立人が記憶している同僚の氏名を確認することはできない上、オンライン記録によると、両名はいずれも申立期間の一部においてほかの船で船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間③については、申立人は、D船でC職として勤務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D船の船舶所有者であるE氏は、昭和37年に船員保険の適用を受けなくなっており、事業主の連絡先も不明である上、申立人は同船の船長及び機関長の名前を記憶していないことから、同人らから申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険料控除の状況が確認できない。

また、E氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間にD船で勤務が確認でき、連絡先の判明した元従業員9人に照会したが、回答の有った3人は「申立人のことは覚えていない。」と陳述している。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚2人の氏名は見当たらない。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間の被保険者証整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年2月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和41年12月から、A社に転職するまでの期間、B社で勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社では、C業務に従事していた。」と陳述しているところ、申立人より30歳ほど年下の元従業員の一で、申立期間当時、D業務に従事していたとする者が、「年配の女性従業員は、C業務をしていた。」と陳述しており、申立人の陳述内容と符合することから判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、昭和57年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、申立期間当時に総務課長であったとする者は、「B社では、学生アルバイト及び臨時雇いの者を除いて、パート従業員を含めた従業員全員を厚生年金保険に加入させることを原則としていたが、給与の手取りが多いほうが良いと言って厚生年金保険に加入したくないという者もいたので、そういう場合は、本人の希望を聞いて加入させず、保険料も控除しなかった。」と陳述しているほか、申立人と同じ業務をしていたとする複数の元従業員も、「会社が厚生年金保険及び雇用保険の加入について従業員の希望を聞く場合があった。」旨陳述していることから、申立期間当

時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、回答の有った元従業員 32 人のうち 14 人が、「B社は、従業員に対してきっちりとした会社であったので、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除したとは思わない。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 24 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 13 日から同年 7 月 16 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日(昭和38年4月1日)より前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「関連資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等は不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し9人から回答を得たところ、このうち4人は、自身が記憶する入社日の2か月後に被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「関連資料が無いため、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険の加入状況等は不明である。」としている。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し9人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうか

がわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立期間におけるA社の状況について、元従業員に照会したところ、複数の元従業員が、「会社の業績は悪かった。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和38年4月13日に被保険者資格を喪失したことに伴って、同年5月6日に健康保険被保険者証が社会保険事務所に返されたことを表す「38.5.6証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 1 月 1 日まで
② 平成 10 年 12 月から 11 年 12 月まで
③ 平成 15 年 9 月 1 日から 17 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、いずれも正社員のD職として勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるほか、申立期間より後に事業主となった者に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立期間当時に社会保険及び給与計算事務を担当していたとする元従業員は、「D職である従業員の厚生年金保険の加入条件は記憶していないが、厚生年金保険と雇用保険はセットで加入手続を行っていた。また、厚生年金保険の加入手続を行っていない従業員の給与から保険料を控除することはあり得ない。」と陳述しており、申立期間にA社で厚生年金保険に加入している複数の元従業員の雇用保険の記録を見ても、両保険の加入期間は符合していることから、申立期間当時、同社では、両保険の加入手続を同時に行っていた状況がうかがえるところ、申立人の同社における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入

しており、申立期間のうち平成2年4月以後の期間については、申請により国民年金保険料の納付が免除されている。

申立期間②については、複数の同僚の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時の資料は一切保管しておらず、申立人の保険料控除等の状況は不明である。」と陳述しているほか、申立期間当時に社会保険事務等を担当していた取締役は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時、B社の従業員数は10人ぐらいであった。」と陳述しており、自身と同職種で同じような状況にあったとする同僚一人の名前を挙げているところ、オンライン記録を見ても、B社における申立期間の被保険者数は5人であり、申立人が名前を挙げている同僚は同社で被保険者となっていないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、全国健康保険協会E支部は、「申立人は、平成10年7月17日から12年6月13日まで健康保険の任意継続被保険者であった。」と回答している。

申立期間③については、複数の同僚の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時間もC社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主の夫で、複数の元従業員が事実上の事業主であったとする者は、「申立人のことは記憶しているが、給与からの保険料控除は担当者に任せていたため分からない。C社は、私が退職した後に破産したため、申立期間当時の資料は、破産管財人の下にあるのではないか。」と陳述しているところ、破産管財人も、「C社の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除等の状況は不明である。」と陳述しているほか、申立期間当時にD職であった従業員の管理を担当していたとする取締役及び給与事務担当者にも照会したが回答を得られないことから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人及び複数の同僚は、「申立期間当時、C社の従業員数は20人から25人ぐらいだった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、C社における申立期間当時の被保険者数は最小で6人、最大でも16人であるほか、申立人が名前を記憶している同職種の同僚5人のうち、2人は自身が記憶する入社日の約1年後に被保険者資格を取得しており、1人は同社における被保険者記録は無いことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、全国健康保険協会E支部は、「申立人は、平成13年8月15日から15年10月11日まで健康保険の任意継続被保険者であった。」と回答しており、また、F市は、「申立人は、平成15年10月11日から17年10月1日まで国民健康保険の被保険者であり、当該期間に国民健康保険料の未納は無い。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間直後の給与明細書を保管しており、当該給与明細書を見ると、給与からの保険料控除が確認できるが、当該給与明細書で保険料控除が確認できる期間は、厚生年金保険の被保険者期間であることがオンライン記録により確認でき、申立人は、「申立期間の給与明細書は保管していない。」と陳述していることから、申立人保管の給与明細書のみをもって申立期間も保険料が控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便により、夫の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、夫はA社でB職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 11 月 22 日までの期間については、申立人が後に勤務したC社提出の申立人に係る履歴書及び元従業員の陳述から、申立人が当該期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 25 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、これらの者から申立人の当該期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、前述の元従業員は、「私が勤務していた昭和 23 年 4 月頃から 24 年 10 月頃までのA社の従業員数は、50 人から 60 人だった。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同人が勤務したとする期間の被保険者数は 19 人から 26 人の間で推移していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の妻は、申立人はA社でB職として勤務していたとしているところ、前述の元従業員は、「B職は皆、長くは勤務せず、やって来てはすぐ辞めていったので、申立人がB職であったことは記憶しているが、申立人以外のB職の氏名は記憶していない。」と陳述しており、ほかの元従業員もB職で

あった者の氏名を記憶していないことから、申立人の前任及び後任のB職の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

一方、申立期間のうち、昭和24年11月22日から25年4月1日までの期間については、前述の履歴書によると、申立人は24年11月21日にA社を依願退職し、同年11月22日からC社で勤務していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、当該期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立人の当該期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から24年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社（現在は、C社D支店）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和20年4月にA社に就職し、勤務期間中に同社の名称がB社に変わったが、その後も25年5月まで継続して勤務し、E業務に従事していたのに、加入記録は24年3月1日からとされている。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社及びB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和24年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、C社本店の総務人事担当者は、「A社とB社は全く別の組織であり、申立期間当時、A社を一旦解散して従業員を解雇し、その後、B社で再雇用の手続をしたと認識している。このため、当社では、A社に係る関連資料を保管しておらず、申立人の同社における保険料控除等の状況は不明である。また、申立期間当時のB社に係る関連資料も残っていないが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和24年3月1日より前に、従業員の給与から保険料が控除されていたとは考え難い。」と陳述している。

加えて、B社において申立人と同日の昭和24年3月1日に被保険者資格を

取得している前述の元従業員は、「私も、B社がまだA社であった昭和20年6月から勤務していたが、B社が厚生年金保険の適用事業所となる24年3月1日より前に、保険料が控除されていたかどうかについては記憶にない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 20 日から 41 年 12 月 23 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 29 日まで

ねんきん特別便を見ると、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっている。

私は、B社を退職後、すぐに就職するつもりであり、また、老後の生活が少しでも困らないようにと思っていたので、脱退手当金の請求は必要がないと思っていた。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計 14 ページに記載されていた約 140 人のうち、昭和 44 年 1 月から 48 年 12 月の間に資格を喪失し、受給要件を満たしている女性の同僚 6 人を抽出し、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 4 人みられ、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に受給していることが確認でき、そのうち脱退手当金を受給している女性の同僚 2 人は、代理請求をうかがわせる旨の陳述をしていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 11 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給してないことをうかがわせる事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月頃から 39 年 8 月頃まで
② 昭和 42 年 12 月頃から 43 年 1 月頃まで
③ 昭和 43 年 8 月頃から同年 9 月頃まで
④ 昭和 60 年 6 月頃から同年 9 月頃まで
⑤ 平成 3 年 8 月 10 日から 4 年 2 月頃まで

申立期間①は、A社で勤務した。

申立期間②は、B社で勤務した。

申立期間③は、C社で勤務した。

申立期間④は、D社でE職として約3か月間勤務した。

申立期間⑤は、F社で継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間がそれぞれ厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 38 年 11 月頃にA社に入社し、39 年 8 月頃まで勤務していたと申し立てているが、同社の元事業主は、「A社は既に廃業しており、当時の資料が保存されていないため、申立人が在籍していたか否かについては不明である。申立人は、弟の友人であり、私も申立人を知っているが、申立人が当社に勤務していたという記憶はない。」旨陳述している。

また、当該元事業主は、「仮に申立人が当社に在籍していた場合でも、厚生年金保険への加入手続は行っていないと思う。また、厚生年金保険に加入させていない者から保険料を源泉控除することはない。」とも陳述している。

さらに、申立人がA社における同僚として挙げた2名のうち1名は、既に死

亡しているほか、もう1名の同僚には、同社における厚生年金保険の加入記録が無く、所在が不明であるため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同僚を抽出して調査したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等についての具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和42年12月頃から43年1月頃までB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、B社は平成21年3月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社の元事業主は、「B社は、既に破産しており、当時の資料が保存されていないため、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除について不明である。また、私が同社に入社した頃は、乗務員は入社後、一定期間経過した後に厚生年金保険に加入させていたが、申立期間当時も取扱いは同じであったと思う。」と陳述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出して調査したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等についての具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和43年8月頃から同年9月頃までC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、C社は、「当時の資料が保存されていないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入状況及び保険料控除は不明。」と回答している。

また、申立人は、C社から支給された給与は完全歩合給制であったと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出して調査した同僚は、「私は正社員としてC社に入社した。同社には正社員のほかに完全歩合給制の社員がいた。完全歩合給の場合は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨を陳述しており、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、昭和 60 年 6 月頃に D 社へ入社し、同年 9 月頃まで E 職として勤務していたと申し立てしているところ、申立人は、同社から支給された当時の名刺を所持している上、当該名刺に記載された所在地とオンライン記録における同社の所在地が一致していることから、勤務時期及び期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、D 社における申立期間当時の事業主の親族は、「D 社は昭和 60 年 8 月に設立し、厚生年金保険の新規適用手続は私が担当したが、当該設立時点では申立人は同社に在籍していなかった。」旨陳述している。

また、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 61 年 1 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

一方、申立人は、「D 社に勤務したのは約 3 か月間であったが、同社に勤務していた時期は昭和 61 年以降であった可能性もある。」とも陳述しているものの、D 社の元事業主の親族は、「当時、E 職は、すぐに辞める者が多かったので、入社してから約 3 か月経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた。また、厚生年金保険に加入させるまでの期間は給与から保険料を源泉控除していなかった。」と陳述しているところ、当時の同僚からも同趣旨の陳述が得られた。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出して調査したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等についての具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、平成 4 年 2 月頃まで F 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 3 年 8 月 10 日となっていると申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の雇用保険の離職日は、平成 3 年 8 月 9 日となっており、当該記録は厚生年金保険の資格喪失日と一致しているほか、申立人は、F 社を離職後、申立期間中の同年 8 月 23 日に公共職業安定所において求職の申込み及び雇用保険の受給手続を行っていることが確認できる。

また、F社は、平成13年4月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に事情照会を行ったものの、回答は得られなかったほか、申立人が同社における同僚として挙げた複数の者に事情照会したものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

私は、申立期間の給与は、「A社」と記載された給与明細書のほかに「B社」と記載された給与明細書も渡され、合計金額を受け取っていた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額の記録が、「A社」からの給与支給額のみとなっており、「B社」からの給与支給額が含まれていない。

申立期間について、「A社」及び「B社」の両社から支給された給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が、B社からの給与支給額は含まれていないため、実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立人の申立期間における給与は、A社とB社の2社から支給していた。厚生年金保険の資格取得手続はA社のみで行っていたので、同社から支給していた給与額に基づく厚生年金保険料は控除していたが、B社が支給した給与からは厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社保管の賃金台帳を見ると、申立期間において給与から源泉控除されていた保険料額及び報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、B社保管の賃金台帳を見ると、申立期間において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、上記の回答内容と符合している。

さらに、申立人提出のA社の給与明細書を見ると、申立期間において給与から源泉控除されていた保険料額及び報酬月額それぞれに基づく標準報酬月

額は、いずれもオンライン記録と一致している上、申立人提出のB社の給与明細書において、社会保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、A社保管の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において確認できる標準報酬月額は、A社における給与支給額のみで決定されており、同社から社会保険事務所（当時）に届け出られた報酬月額には、B社における給与支給額は含まれていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月から30年2月まで

私は、昭和26年2月にA社（後のB社）にC職として入社し、3か月後に、同社D支店に異動し、平成10年に退職するまで勤務した。

しかし、B社での厚生年金保険の資格取得日は昭和30年2月20日と記録されている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年2月にA社（現在は、E社）に入社し、平成10年まで継続して勤務していたと申し立てているところ、複数の同僚から、昭和26年頃から勤務していたとの陳述が得られたことから判断すると、期間は特定できないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、E社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、当時の資料が残っていないため不明。」と回答しており、保険料控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に加入記録のある同僚25人に照会を行い、20人から回答を得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった上、申立人自身も、申立期間当時の保険料控除についての記憶は明確ではなく、健康保険被保険者証を所持したこともなかったと陳述している。

さらに、上記同僚のほとんどの者が、自身が記憶している勤務期間とB社での厚生年金保険の被保険者期間は一致していると回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A社を平成 8 年 10 月 31 日付けで退職した。しかしながら、年金事務所の厚生年金保険被保険者記録によると、同社における資格喪失日が同年 10 月 31 日とされており納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を平成 8 年 10 月 31 日付けで退職したので、同社における資格喪失日は同年 11 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は平成 8 年 10 月 30 日となっている上、A社の元事業主提出の社員名簿においても、申立人の退職日は 8 年 10 月 30 日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

また、A社に係るオンライン記録において、申立期間に在職していた同僚に事情照会したものの、申立人の申立期間における在職についての具体的な陳述を得ることはできず、確認することができなかった。

さらに、上記の元事業主は、「申立人は、上記社員名簿のとおり、平成 8 年 10 月 30 日付けで退職しているため、同年 10 月の厚生年金保険料は控除していないと思う。」旨陳述しているほか、当時の給与計算事務は申立人自身が担当していたことから、回答が得られた上記同僚等からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月10日から26年8月11日まで
② 昭和28年8月30日から33年4月10日まで

私は、昭和25年6月20日にA社（現在は、B社）に入社し、平成10年1月13日まで継続して勤務した。

しかしながら、「ねんきん特別便」によると、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年6月20日から平成10年1月13日まで継続してA社（現在は、B社）に勤務したと申し立てているところ、B社提出の労働者名簿及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間①及び②を含め継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人のほかにも厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じている者が申立期間①において1名、申立期間②の一部と重なる期間に5名確認できる上、申立期間以降の期間に空白期間が生じている者が少なくとも4名見られる。

そこで、空白期間が生じている上記の同僚のうち、住所が判明した3名に事情照会を行ったところ、回答が得られた同僚からは、「当時、A社を一旦退職したことはなく、継続して勤務していたものの、申立人と同じく厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じている。」旨の回答が得られた。

また、当該同僚は、昭和37年5月9日から39年12月1日までの期間が空白期間となっているところ、B社保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格

喪失届（副）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、当該同僚について、厚生年金保険被保険者資格をオンライン記録どおりの 37 年 5 月 9 日付けで一旦喪失させるとともに、39 年 12 月 1 日付けで再取得させたことが確認できる。

一方、B社の現在の総務担当者は、「私が社会保険事務を担当する以前、何らかの事情により、一部の在職者について厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失させ、1年から2年後に再取得させることがあったと先輩から聞いたことがあることから、当社がオンライン記録どおりの届出を行ったことを否定できないが、その場合、資格を喪失させていた期間の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったように思う。」旨を陳述している。

また、上記被保険者名簿から申立期間当時の同僚を抽出して調査したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料の控除等についての具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、平成 8 年 12 月に「A社」から関連会社の「B社」に異動したが、厚生年金保険の被保険者記録が 1 か月間空白となっている。申立期間もどちらかで給与は受け取っており社会保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

「B社」の元事業主及び同僚の陳述並びに、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、「B社」が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成 9 年 1 月 1 日であり、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人と同時期に「A社」から「B社」へ異動した同僚が保管する異動先の「B社」が平成 8 年 12 月末時点で発行した「平成 8 年分給与所得の源泉徴収票」によると、同社が適用事業所となる前の同年 12 月の社会保険料(当月控除)は控除されていないことが確認できる。

一方、上記「B社」の元事業主は、「申立期間を含む平成 9 年 3 月分までの給与支払事務及び社会保険事務は、共同で経営していた『A社』で行っていたため、当時の資料は保管していない。」旨の陳述が得られた。

そこで、「A社」の元事業主に対して、複数回にわたり文書照会を行ったものの、同社は平成 13 年に適用事業所ではなくなっている上、回答が得られなかったため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立人と同時期に「A社」から「B社」へ異動した複数の同僚も申立

人と同様に、厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白期間が生じているところ、当該複数の同僚に事情照会を行ったものの、回答が得られた同僚からは、申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできず、確認することができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、知人の紹介でA社に昭和 50 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

A社は、B社の関連会社であり、全ての従業員が厚生年金保険に加入しているはずなので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月 21 日以降の期間においてA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立期間当時の関連資料は廃棄済みである。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができず、同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した 35 人に文書照会を行ったものの、回答のあった 27 人全員（このうち 16 人が、申立人が勤務を主張する店で勤務）が申立人を記憶していなかった。

また、申立人が、自身よりも前からA社で勤務し、同社での勤務を紹介してもらった知人として名字を記憶する同僚は、上記の被保険者名簿において該当する記録が見当たらない上、申立人は、「私は、正社員として入社したはずである。当時アルバイト等の従業員はいなかった。」と陳述しているところ、上記の文書照会に回答のあった複数の者が、「当時、アルバイトの従業員がいた。」と陳述していることを踏まえると、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入する雇用形態ではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠

番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 4 月 25 日から同年 7 月 9 日まで

私は、昭和 34 年 1 月から同年 12 月まで A 社に勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

A 社に勤務していたことを証明する従業員証があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

また、私は、B 社に昭和 39 年 7 月 8 日まで勤務したが、同年 4 月 25 日から同年 7 月 9 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する従業員証から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社は既に解散し、申立期間当時の事業主及び事務担当者も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した 11 人を抽出して文書照会を行ったが、回答のあった 9 人全員が申立人を記憶していなかった。

また、上記回答者の一人は、「私の夫は、A 社に勤務してから数か月経過してから同社で厚生年金保険に加入した。」旨陳述していることに加えて、同回答者が、A 社に勤務していたときの同僚として記憶している従業員は、上記被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 34 年 6 月 22 日以降の期間においては、別の事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、昭和 39 年 4 月 25 日から同年 7 月 8 日までの期間も B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社から提出された申立人に係る労働者名簿及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人が同社を昭和 39 年 4 月 25 日に退職していることが確認できる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した同僚 10 人に文書照会を行ったところ、8 人から回答があったが、申立人の申立期間における同社での勤務実態についての陳述を得ることはできなかった。

なお、上記の文書照会で回答のあった複数の同僚が、「申立人は、B 社から同社の事業主が経営していた C 社に、間を空けずに移籍した。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間において C 社に勤務していたものと推定できる。ところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同じ昭和 39 年 7 月 9 日であり、同社は、同日前の期間は適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月頃から26年9月1日まで

私は、昭和25年4月頃から26年8月末日まで、A社で正社員として勤務していたが、当該期間については厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年4月頃から26年8月末日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、商業登記の記録から把握できるA社の代表取締役及び取締役の文書照会を行ったが、回答が得られず、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 3 日から 38 年 10 月 17 日まで

昭和 31 年から 38 年にかけて勤務した A 社における厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該期間については脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

申立期間当時、脱退手当金という制度そのものを知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 1 月 8 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む計 37 ページに記載されている女性のうち、申立人と同時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 107 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 61 人に支給記録が確認でき、うち 50 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されており、支給決定日が同一日となっている受給者が散見される上、同社において申立期間当時に総務事務を担当していたとする者が、「当時、女性従業員が退職する際には脱退手当金制度についての説明を行い、希望者には裁定請求書の必要記載欄に退職後の住所等を記入させ、会社から同請求書を社会保険事務所に提出していた。会社で代理請求はしていたが、代理受領はしていなかったため、脱

退手当金は裁定請求書記載の住所に通知が行われたはずである。」旨回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月から 8 年 4 月 1 日まで

私は、平成 6 年 3 月から 8 年 8 月まで、A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が 4 か月間しかない。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社は、「申立人の申立期間における人事・給与関係資料は残っていないが、従業員にはアルバイトが多かったので、申立人もアルバイトとして採用した可能性が高いと考えられる。アルバイトは、人の入れ替わりが激しく、原則として入社後すぐには社会保険に加入させず、勤務状況を見てから、アルバイトの身分のまま加入させる場合もあれば、準社員に昇格させて加入させることもあった。」旨回答しており、同社に係るオンライン記録において申立人と同じ平成 8 年 4 月 1 日に被保険者の資格を取得した同僚 39 人を抽出して文書照会を行ったところ、回答が得られた 15 人のうち 4 人が、「入社日から 1 年以上経過してから厚生年金保険に加入した。」旨陳述している。

また、申立人の A 社における厚生年金保険の加入記録は、雇用保険の加入記録と一致しており、上記同僚照会を行った者の中から抽出した同僚 3 人についても両保険の加入記録が一致することから、同社は、従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 42 年 4 月までの期間で特定できず
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「A社」での被保険者期間が1か月間確認できた。詳しいことは覚えていないものの、数か月は勤務していたはずである。また、勤務時期、勤務期間及び勤務した事業所の順番等については覚えていないが、ほかに「B社」、「C社」、「D社」、「E社」及び「F社」に勤務していた。

当該6つの事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、「B社」について、同社は、申立人が申立期間(昭和37年以降)と主張する前の昭和35年8月1日には厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社において被保険者となっていた6人のうち1人は34年10月1日、ほかの1人は同年12月1日、残り4人は適用事業所でなくなった日(昭和35年8月1日)にいずれも被保険者資格を喪失しているのが確認できる。

また、申立人は、B社の事業主は申立人の母親であり、申立人の長兄、次兄、次兄の妻及び姉が勤務していたと陳述していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の次兄及び次兄の妻の被保険者記録は確認できるものの、申立人の長兄及び姉には被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、B社の従業員にも申立期間に厚生年金保険被保険者期間があるはずと陳述しているところ、同社が適用事業所でなくなった日まで被保険者であった4人の従業員には、その日以降、厚生年金保険被保険者期間は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時申立人の母親から給料をもらっていたこと以外、勤務時期、勤務期間及び厚生年金保険料控除などについては覚えていないとしているところ、申立人の母親は昭和 57 年に亡くなっているため、当時の事情を明らかとすることができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の B 社における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間のうち、「C 社」について、申立人は、同社の事業主は申立人の次兄であるとしていることから、同社に係る商業登記簿謄本を見ると、申立人の次兄が事業主及び申立人の長兄が取締役となっていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、ほかに該当すると思われる類似の事業所名称も見当たらない。

また、申立人は、C 社について申立人の次兄が事業主であり、申立期間当時の給与は申立人の母親からもらっていたこと以外、勤務時期、勤務期間及び厚生年金保険料控除などについては覚えていないとしている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の C 社における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間のうち、「D 社」について、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、ほかに該当すると思われる類似の事業所名称も見当たらない。

また、申立人は、D 社について申立人の長兄が事業主であり、申立期間当時の給与は申立人の母親からもらっていたこと以外、勤務時期、勤務期間及び厚生年金保険料控除などについては覚えていないとしている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の D 社における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間のうち、「A 社」について、申立人は、「A 社において、G 業務等を担当し、1 か月間だけではなく、数か月間は勤務していた。」と陳述しているところ、同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における加入記録は昭和 40 年 6 月 11 日から同年 6 月 26 日までとなっており、当該加入記録は、雇用保険の加入記録とも符合する。

また、申立人は、申立期間の給料は A 社からではなく、申立人の母親からもらっていたこと以外、勤務時期、勤務期間及び厚生年金保険料控除などについて

ては覚えていないとしている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間のうち、「E社」について、同社は、昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前は適用事業所ではない期間に当たる。

また、E社が厚生年金保険の適用事業所になった日以降の同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の給料はE社からではなく、申立人の母親からもらっていたこと以外、勤務時期、勤務期間及び厚生年金保険料控除などについては覚えていないとしている。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人のE社における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間のうち、「F社」について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の給料はF社からではなく、申立人の母親からもらっていたこと以外、勤務時期、勤務期間及び厚生年金保険料控除などについては覚えていないとしている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人のF社における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 11 日から 34 年 6 月 5 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号 1 番から 384 番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たして資格を喪失した女性 17 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 13 人であり、うち 12 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、受給記録がある同僚は、「A 社の労務担当者から脱退手当金の説明を聞いて、代理請求してもらった。」旨陳述しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 11 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月8日から同年6月6日まで
② 昭和61年2月1日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和24年4月8日から61年3月31日までA社に継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の記録訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険加入記録及びA社の回答から、申立人は、当該期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかし、A社は、「当社保管の人事台帳には、申立人が昭和24年4月6日に臨時社員として入社し、同年6月6日に正社員となった旨記載されている。臨時社員の期間は試用期間のため、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」旨回答しているところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚3人は、「A社では、2か月間の試用期間があった。私の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、入社日から約2か月後となっており、入社してから2か月後に健康保険被保険者証をもらった記憶がある。」旨陳述している。

また、A社B支店において、申立期間当時に給与計算を担当していたとする同僚は、「試用期間経過後に厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨陳述している上、先述の同僚の一人は、「厚生年金保険に加入していない期間の給与から保険料が控除されるようなことはなかったと思う。」旨陳述している。

申立期間②について、A社は、「当社保管の人事台帳には、申立人が昭和61年1月31日に当社を退職した旨記載されており、申立人は、当該申立期間において当社に在籍していない。申立人の押印がある同日付けの退職願も残存している。」旨陳述している。

また、A社C部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の被保険者資格の喪失日と同日の昭和61年2月1日に資格を喪失したことが確認できる同僚は、「A社C部門 昭和61年1月31日」と記載された集合写真を提出しており、「当該写真は、A社を昭和61年1月31日に退職した同僚と共に撮影した退職者記念写真であり、私と申立人が一緒に写っていることが確認できるので、申立人が同年1月31日に同社を退職したことは間違いないと思う。」旨陳述している。

さらに、雇用保険加入記録から、A社における申立人の離職日は、昭和61年1月31日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と整合していることが確認できる上、同社を離職後、申立人に求職者給付が支給されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 20 日から 58 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成 2 年 12 月 28 日から 3 年 4 月 1 日まで
④ 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 5 月 10 日まで
⑤ 平成 12 年 8 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
⑥ 平成 13 年 4 月 15 日から 16 年 9 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間の一部（申立期間①及び②）、B社に勤務した期間の一部（申立期間③）、C社に勤務した期間の一部（申立期間④）、D社に勤務した期間の一部（申立期間⑤）及びE社に勤務した期間の一部（申立期間⑥）が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、昭和 57 年 3 月 20 日にA社に就職してから現在に至るまでの期間において、59 年 11 月及び同年 12 月を除き、厚生年金保険又は国民年金に空白期間無く加入しているはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の被保険者資格の取得日と同日の昭和 58 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 5 人のうち、回答が得られた 3 人は、「私は、A社に申立人と同期入社した。」旨回答している上、うち 1 人の同僚は、「私は、昭和 58 年 4 月 1 日にA社に入社し、入社日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。同社には、自身及び申立人以外に 4 人の同僚が同期入社した。」旨回答しているところ、当該同僚が名前をあげた 4 人は、同年 4 月 1 日の被保険者資格の取得者と符合している。

また、雇用保険の加入記録及びA社が加入していたF健康保険組合提出の被保険者台帳から、申立人の同社での雇用保険資格の取得日及び同健康保険組合での被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の昭和58年4月1日であることが確認できる。

さらに、A社は、平成7年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「A社は既に閉鎖し、当時の資料等は廃棄済みであるが、従業員の入社及び退職の都度、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていた。」旨陳述している。

申立期間②について、F健康保険組合提出の被保険者台帳から、申立人の同健康保険組合での被保険者資格の喪失日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の昭和59年9月26日であることが確認できる。

また、雇用保険加入記録から、A社における申立人の雇用保険の離職日は昭和59年9月25日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる上、申立人の雇用保険受給資格者証から、同年9月25日に同社を離職後、同年10月3日に公共職業安定所に対する求職の申込みが行われ、申立期間を含む60年1月30日までの期間は、求職者給付を受給する前の待期及び給付制限の期間であることが確認できる。

申立期間③について、B社が加入していたG厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員台帳から、同基金での申立人の被保険者資格の喪失日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の平成2年12月28日であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、B社での申立人の雇用保険の離職日は平成2年12月27日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる上、申立人の雇用保険受給資格者証から、同年12月27日に同社を離職後、3年1月11日に公共職業安定所に対する求職の申込みが行われ、申立期間を含む同年4月17日までの期間は、求職者給付を受給する前の待期及び給付制限の期間であることが確認できる。

さらに、B社は、平成10年5月16日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

申立期間④について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てているが、申立人の雇用保険受給資格者証から、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年4月17日までの期間は、申立人が前職のB社を離職後、求職者給付を受給する前の給付制限期間となっていること、及び給付制限期間経過後の同年4月26日から同年5月13日までの期間は、求職者給付受給期間であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成3年5月14日に申立てと

は別の事業所において被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人の雇用保険受給資格者証から、同年11月29日に当該事業所を離職後、申立期間中の4年1月28日に公共職業安定所に対する求職の申込みが行われ、同年5月8日までの期間は、求職者給付を受給する前の待期及び給付制限の期間となっていること、及び給付制限期間後の同年5月9日から同年8月6日までの期間は、求職者給付受給期間であることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から、C社での申立人の被保険者資格の取得日及び離職日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる。

加えて、C社は、平成11年11月1日に適用事業所ではなくなっている上、22年9月30日に解散しており、解散当時の取締役は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであり、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨陳述している。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録及びD社の清算業務を担当するH社提出の「残業休暇等報告書」から、申立人は、平成12年8月21日から13年3月31日までD社に在籍していたことが認められる。

しかし、H社が提出したD社の申立人に係る給与支給明細書（控）から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、H社は、「D社での申立人の当初の雇用形態は、厚生年金保険の適用が除外される2か月以内の有期契約であったが、その後、引き続き所定の期間を超えて使用されるに至ったため、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行ったものと考えられる。」旨回答しており、H社提出の平成12年10月26日付けの社会保険事務所長（当時）の確認印が押された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、D社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日をオンライン記録どおりの同年10月21日とする届出を行ったことが確認できる。

申立期間⑥について、申立人は、平成13年4月15日から20年8月31日までE社に在籍していたと申し立てしているところ、同社及び同社グループ会社であるI社提出の出勤簿一覧から、申立人は、13年4月26日から同年12月31日までの期間においてI社に、14年1月1日から20年8月31日までの期間においてE社に在籍していたことが認められる。

しかし、I社及びE社が提出した申立人に係る賃金台帳から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、I社に係るオンライン記録では、申立人の同社在籍期間における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、当該記録に不自然さは見られない。

さらに、E社が提出した平成16年9月22日付けの社会保険事務所の確認印が押された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、同社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日をオンライン記録どおりの同年9月1日とする届出を行ったことが確認できる上、同社が加入するJ健康保険組合の確認印が押された「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、同健康保険組合での申立人の被保険者資格の取得年月日も、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の同年9月1日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
② 平成 12 年 1 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。同社で勤務した期間は 48 万円の給与を支給されていたので、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、A社は、平成 17 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の申立期間における保険料控除の状況は不明であるが、当社が平成 17 年に倒産する前の数年間は、業績悪化のため、従業員の給与を減額して支給していた。」と陳述している。

また、給与事務担当部長を含め、当時、B職であったとする複数の元従業員は、「申立人が主張する標準報酬月額は、B職と同等の額であり、申立人の給与額は、これよりも低かった。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当部長は、「社会保険事務所（当時）への標準報酬月額に係る届出は適正に行っており、届け出たとおりの標準報酬月額に基づいて保険料控除を行っていた。」と陳述しているところ、A社の元従業員 7 人から提出された申立期間の給与明細書を見ると、いずれも、給与支給額に相当する標準報酬月額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間当時の給与事務担当者は、「平成 11 年 10 月に 50 歳以上

の従業員の給与が10万円程度減額された。」と陳述しているところ、オンライン記録において、給与削減が行われた時期から3か月経過した平成12年1月に、16人の被保険者の標準報酬月額が2等級以上、引き下げられていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（48万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間当時、私は、同社の代表取締役であったが、主にB業務担当であったため、厚生年金保険に係る手続には関与していないので、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初 59 万円と記録されていたところ、平成 11 年 1 月 22 日付けで、7 年 7 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿及び申立人の陳述等から、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「法人の代表印は自身で管理しており、私の不在時には、経理部長等に預けていた。」と陳述しているところ、元経理事務担当者も、「法人の代表印は、申立人が管理していた。」と陳述している。

さらに、C年金事務所提出のA社に係る滞納処分票を見ると、同社は、平成 9 年 12 月以降の保険料を滞納していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 2 月 23 日から同年 5 月 1 日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 18 年 2 月から 24 年 12 月まで船員として勤務しており、当時、乗っていたB船が沈没し、救助されたが、申立期間も同社で継続して勤務していたので、当該期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を承継するE社は、申立人の人事記録及び申立期間当時の船員保険被保険者票（事業所作成）を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、「当時、乗っていたB船は、沈没し、救助されてC国に入港した。」旨陳述しているところ、複数のB船に関する資料において、同船舶が昭和 19 年 2 月 * 日に沈没したことが記録されており、当該資料のうち、同船舶の元乗組員が記した乗船記録を見ると、同船舶の乗組員が同年 4 月上旬にC国を出港し帰国した旨が記載されていることから、同船舶の乗組員は、同船舶が沈没した同年 2 月 * 日から日本に帰国した同年 4 月までの期間、船員保険が適用される船舶内で使用されていなかったと考えられる。

さらに、船員保険法において、昭和 20 年 3 月 31 日までは、船員保険が適用される船舶内で使用されていない船員については、船員保険の被保険者の対象とはならない旨が規定されていたことから、申立期間当時、事業主は、昭和 19 年 2 月 23 日付けで申立人の資格喪失手続を行ったことがうかがえる。

加えて、申立人が名字のみを記憶する同僚4人のうち、B船に係る船員保険被保険者名簿に氏名が記載されている2人（いずれも所在不明）及び上記の乗船記録を記した元乗組員（所在不明）は、いずれも、申立人と同日の昭和19年2月23日に資格を喪失していることが各人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）により確認できる。

なお、申立人は、申立期間に厚生年金保険に加入していた可能性があるとして陳述しているが、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日は記載されていないものの、同名簿に氏名が記載されている被保険者のうち、オンライン記録において資格取得日が確認できる者は、いずれも昭和19年6月1日以降に資格を取得していることから、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。